

第 3 部

国際的な動向と特許庁の取組

第 1 章

国際的な知的財産制度の動向 272

第 2 章

グローバルな知的財産環境の整備に向けて 308

第1章

国際的な知的財産制度の動向

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、我が国企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において制度・運用等の調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対しては、知財専門家の派遣や研修の提供などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、グローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1. 出願動向の変化とグローバル化

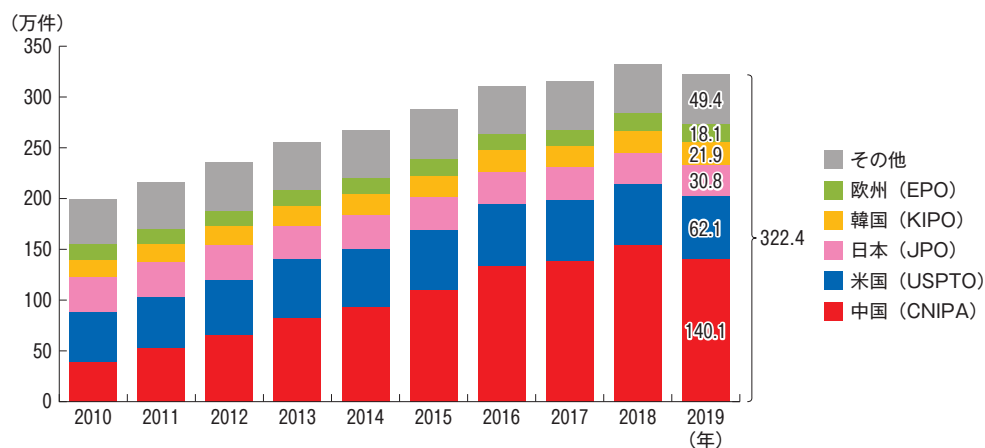
世界の特許出願件数は2010年から2019年までの10年間で1.6倍となっている [3-1-1図]。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2010年から2019年までの10年間で約3.5倍となっている。2019年における中国の出願件数は世界の出願件数の約43%を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2019年の特許出願件数は約193万件であり、世界の特許出願件数約322万件の6割を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の約7割という圧倒的な割合を占めている [3-1-2図]。

商標分野でも、中国の伸びが著しく、出願区分数では783万件となった（中国は出願件数での数値を公表していない）。中国以外の全体の出願件数は前年比2.7%減となっている [3-1-3図]。

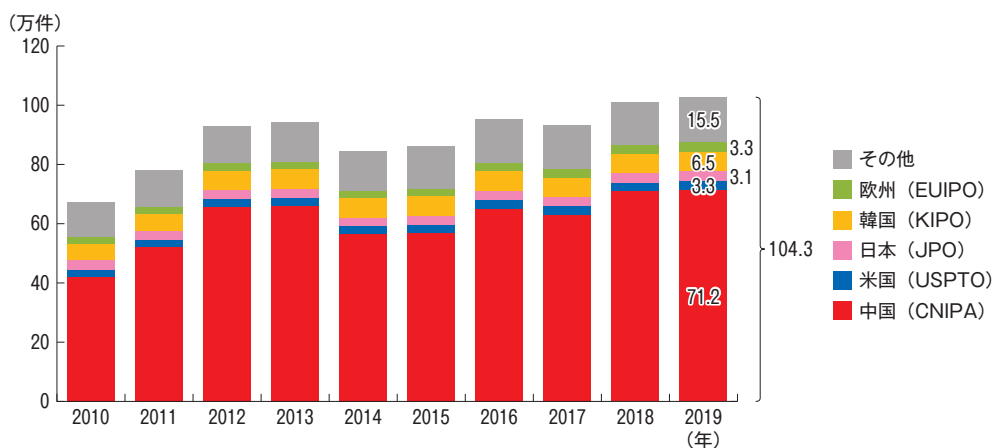
2019年における五庁が受理した海外からの特許出願の比率を見ると、日本・中国・韓国の特許庁では約10%～21%程度である一方、米国・欧州特許庁では50%を超えている [3-1-4図]。五庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い [3-1-5図]。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1図 【世界の特許出願件数の推移】



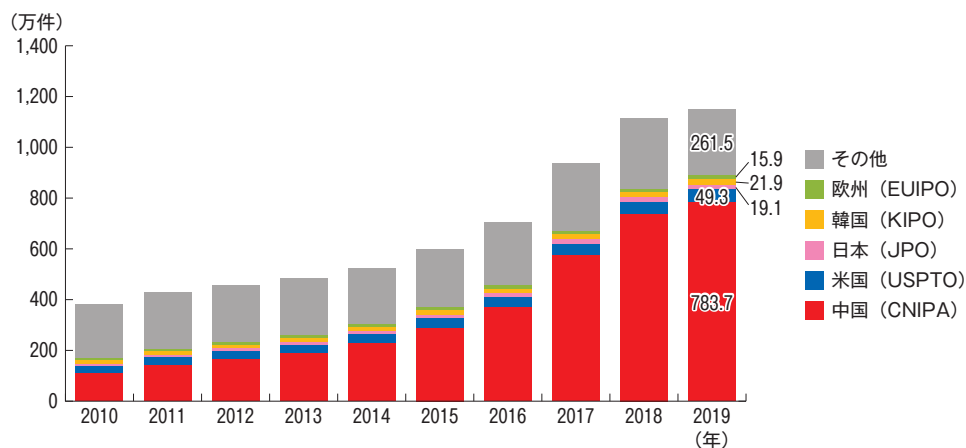
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 【世界の意匠登録出願件数の推移】



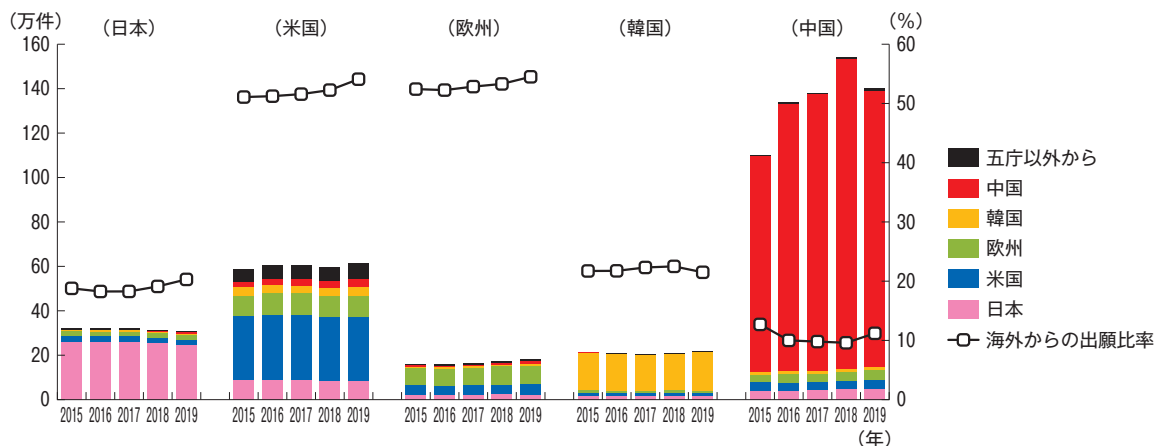
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 【世界の商標登録出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics (中国 (CNIPA) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数)

3-1-4図 【五庁への特許出願の状況】

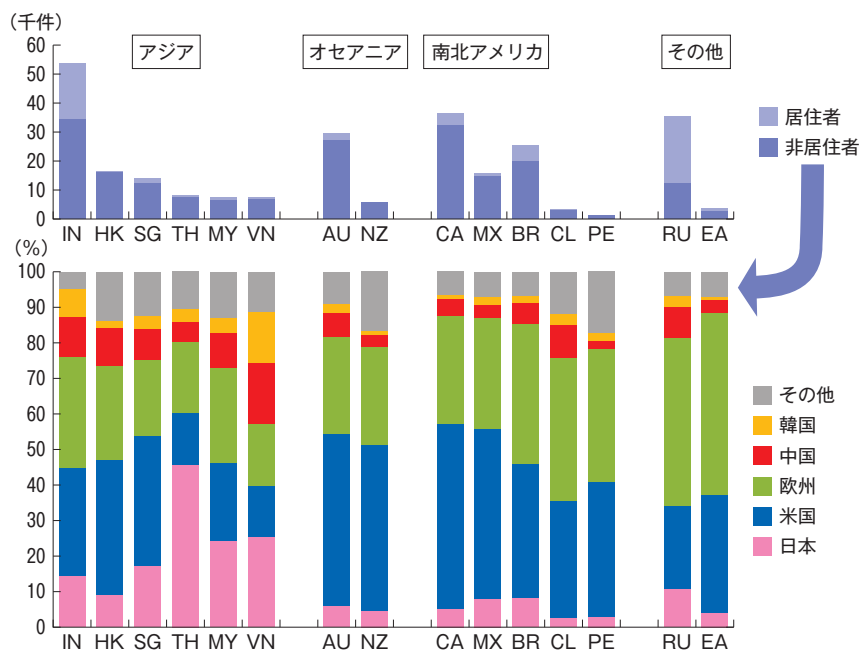


(備考) 欧州からの出願は、各年末時点のEPC加盟国の居住者による出願。

欧州への出願は欧州特許庁への出願。

各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

3-1-5図 【五庁以外の主な特許庁への出願状況（2019年）
特許出願件数(上)及び外国出願人による特許出願の内訳(下)】

(備考) ・各略称は次のとおり。

IN (インド)、HK (香港)、SG (シンガポール)、TH (タイ)、MY (マレーシア)、VN (ベトナム)、AU (オーストラリア)、NZ (ニュージーランド)、CA (カナダ)、MX (メキシコ)、BR (ブラジル)、CL (チリ)、PE (ペルー)、RU (ロシア)、EA (ユーラシア特許庁)

・欧州からの出願は、EPC加盟国の居住者による出願。

・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC (ユーラシア特許条約) 加盟国の居住者による出願。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

2. 米国における動向

米国では、2020年の大統領選挙で民主党のJoe Biden（ジョー・バイデン）氏が勝利し、2021年1月20日、第46代アメリカ合衆国大統領に就任した。バイデン大統領は就任直後に、国際的な気候変動の枠組み「パリ協定」への復帰等を含む複数の大統領令に署名し、気候変動や移民の問題、また新型コロナウイルス対策において、トランプ政権からの政策転換をアピールした。

一方で、バイデン政権においても中国への強硬姿勢は維持されており、3月1日に米国通商代表部（USTR）がバイデン政権の通商策課題などをまとめ公表した報告書「2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report of the President of the United States on Trade Agreements Program」では、「通商問題における中国への対応には、包括的な戦略と、系統的なアプローチが必要である。バイデン政権は中国との問題に対する全面的な戦略を策定中で、その一環で中国との通商政策を総合的に見直している。バイデン政権は、米国の労働者とビジネスを損なう中国の不正な貿易慣行に対抗するために、使えるツールを全て使う予定だ。」としている¹。これら不正貿易慣行としては、市場アクセスを制限する関税・非関税障壁、政府による強制労働、不正な補助金、強制技術移転、米国知的財産の違法入手・侵害、検閲などによるインターネット・デジタル経済の制限などが挙げられている。今後も、バイデン政権の政策に注目が集まっている。

また、米国特許商標庁（USPTO）では、政治任用であるUSPTO長官は政権の交代とともに代わるのが通常であり、バイデン政権への移行に伴い、1月にイアンク長官が退任し、Drew Hirshfeld（ドリュー・ハーシュフェルド）特許局長が長官の業務を代行することとなった。新長官に誰が就くのか注目されているが、2021年3月時点において、同庁、商務省及びホワイトハウスから長官人事についての正式な公表はなされていない。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）とUSPTOは、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いてきた。また、JPOとUSPTOは、(i) 米国が受理したPCT国際出願について、出願人の選択により国際調査・国際予備審査を我が国が実施する取組、(ii) 日米協働調査試行プログラム²を実施している。さらに、日米欧三極長官会合、日米欧中韓五庁長官会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合

及び2018年6月に締結した日米両庁の意匠分野における協力覚書に基づく日米意匠審査会合等の取組を通じて、両庁の審査実務等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① 商標法改正等を含む歳出法案に大統領が署名

2020年12月27日、COVID-19の感染拡大を踏まえた9,000億ドルの緊急経済対策を含む包括歳出

1 <https://ustr.gov/sites/default/files/reports/2021/2021%20Trade%20Agenda/Online%20PDF%202021%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202020%20Annual%20Report.pdf>

2 本稿第2部第1章3. (1)③「日米協働調査試行プログラム」及び下記ホームページを参照。 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>（QRコード付記）



法案(Consolidated Appropriations Act, 2021)に、トランプ大統領が署名し、法律として成立した¹。

同法には、近年議論されていた商標法改正、特許関連の公衆衛生サービス法改正、著作権関連の刑法改正、著作権法改正が含まれている。商標法改正としては、実際には使用していない詐欺的な商標出願が急増していることへの対策として、審査段階での第三者による情報提供制度や、商標が使用されていない場合に査定系取消手続(Ex parte expungement)及び査定系再審査手続(Ex parte reexamination)を請求できる制度が法定された。

②医薬品データベース(オレンジブック)に関する改正法案に大統領が署名

2021年1月5日、米国食品医薬品局(FDA)が発行している低分子医薬品のデータベース(オレンジブック)に掲載される特許の情報を明確化するための法案(Orange Book Transparency Act)にトランプ大統領が署名し、法律として成立した²。

FDAが発行する医薬品に関するデータベースの正確性と透明性を高めることによって、後続医薬品メーカーによる後続薬の市場投入を促進し、高騰化が進む処方薬の価格を下げることを目的として、連邦食品・医薬品・化粧品法(Federal Food, Drug, and Cosmetic Act)が改正された。

③スペシャル301条³報告書

USTRは、2020年4月に「2020年スペシャル

301条報告書」(以下レポート)を公表した⁴。レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

USTRは、10か国を「優先監視国」として特定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、23か国を「監視国」として特定した[3-1-6図]。

(3)USPTOの取組

①特許適格性を巡る動き

USPTOは2020年4月23日、2019年1月に公表(2019年10月に一部改訂)した特許法101条(特許適格性)の判断に関する審査ガイダンス⁵(以下、101条審査ガイダンス)の効果を分析したレポートを公表した⁶。101条審査ガイダンスの公表により、USPTOでの特許適格性に関する審査の確実性が高まったことが示されている。

しかしながら、判例法主義をとる米国においては、審査ガイダンスでの対応のみでは明確化に限界があり、特許適格性の適用については未だに判断の不透明性が問題となっている。

そのため、2021年3月5日、米国連邦議会の上

3-1-6図 【スペシャル301条レポート指定国(2020年)】

優先国	優先監視国	監視国	306条監視国
—	中国、インドネシア、インド、アルジェリア、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ (10か国)	タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、クウェート、レバノン、アラブ首長国連邦、ルーマニア、トルコ、バルバドス、ポリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ (23か国)	中国

1 <https://www.congress.gov/bills/116/congress/house-bill/133>

<https://www.congress.gov/116/bills/hr/133/BILLS-116hr133enr.pdf>

2 <https://www.congress.gov/bills/116/congress/house-bill/1503>

<https://www.congress.gov/116/bills/hr/1503/BILLS-116hr1503enr.pdf>

3 1974年通商法301条(貿易相手国の不正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項)の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。

4 https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Special_301_Report.pdf (QRコード付記)

5 (i) 裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「抽象的アイデア」のカテゴリーについて類型化を図り、(ii) クレーム発明が、特許適格性が認められない法的例外に向けられているか否かについての具体的な審査手法をまとめたもの

6 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OCE-DH_AdjustingtoAlice.pdf



院司法委員会知財小委員会のThom Tillis議員（ノースカロライナ州選出、共和党）、Mazie Hirono議員（ハワイ州選出、民主党）、Tom Cotton議員（アーカンソー州選出、共和党）、Chris Coons議員（デラウェア州選出、民主党）の4名が、USPTOのHirshfeld長官代行宛に、特許適格性に関する意見募集の実施を要請する書簡を送付した。書簡の中で議員らは、特許適格性の法理に一貫性と明確性が欠如しており、このままではイノベーションを主導する米国の地位が危ぶまれることを指摘した上で、議会での法改正の議論に向けて、特許適格性の問題について広く情報を募集し、回答を評価して議会に報告することを要請している。議会への報告期限は2022年3月5日となっている。

今後も引き続き、特許適格性の問題に関する動向に注目が集まっている。

②AI関連発明に関するパブリックコメント報告書

USPTOは2020年10月6日、AIと知財政策に関するパブリックコメントをまとめた報告書「Public Views on Artificial Intelligence and Intellectual Property Policy」を公表した¹。

パブリックコメントの募集は、AI関連発明の特許保護に関して2019年8月27日から、さらにAIに関する特許以外の知財政策（商標、著作権、営業秘密、データベース保護）への影響に関して2019年10月30日からそれぞれ約2か月行われ、合計197の意見書が提出されていた²。

報告書では、総論として、多くの者から「現時点でAIが提起する問題は現行米国内法制度で対応可能」と見る一方、「AIという重要技術分野で米国が後れないことを確実にするために、USPTO及びステークホルダーはAI分野の法的・科学的動向を注視する必要がある」などの意見があったことが示されている。

特許については、多くの者から、AI関連発明と特許適格性の問題の係に関心が示されたことや、AIが身近に普及するに伴って特許審査の際の当業者のスタンダードをどうするかが特許可否の判断に影響するなどの意見があったことが示されている。

③AIAレビューにおける特許クレームの訂正に関する取組

USPTOは、2011年の米国発明法（AIA：America Invents Act）によって規定された審判制度（AIAレビュー）における特許クレームの訂正の申立て（MTA：Motion to Amend）について、分析結果をまとめた「Motion to Amend Study」の6回目となる報告書を2020年7月に公表した³。この調査報告書では、分析対象とした2012年10月1日から2020年3月31日までのAIAレビューは5,359件で、特許クレームの訂正の申立てを伴うものは562件（約10%）であったことなどが報告されている。2019年3月15日に開始した試行プログラム⁴の実施状況については、試行プログラムの対象期間中に訂正の申立てがあった58件のうち48件について、特許権者は特許審判部（PTAB）による予備的見解（preliminary guidance）の通知を希望したことなどが報告されている。

その後、2021年2月の特許諮問委員会（PPAC）定期会合では、PTABから試行プログラムの成果が報告された。報告によると、試行プログラムを利用してPTABによる予備的見解の通知を受けた特許権者は、利用しなかった特許権者よりも、訂正を認められる可能性が高いとされた。

また、2020年12月、USPTOは、MTAにかかる立証責任の分配を変更する規則改正を告示した⁵。この改正は2017年のCAFC大法廷判決⁶に従うもので、MTAで提示された訂正クレームにつ

1 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_AI-Report_2020-10-05.pdf

2 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2020/20200319.pdf

3 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20200709-PTAB-PTAB%20MTA%20Study%20Installment%206%2020%2820200629%29-IQ_813950-Final.pdf

今回は6回目の調査報告書であり、過去の報告書は以下のURLに掲載されている。

<https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/motions-amend-study>

4 USPTOは2019年3月15日、AIAレビューにおけるクレーム訂正に関する試行プログラムを開始していた。同試行プログラムでは、特許権者は、訂正の申立ての中で、PTABによる予備的見解の通知を希望するか否か意思表示を行うことができる。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190410-1.pdf

5 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/FinalRuleMTABurdens.pdf>

6 *Aqua Products, Inc. v. Matal*, 872 F.3d 1290 (Fed. Cir. 2017) (en banc).



いては、特許性を有していないことについて申立人が立証責任を負うこととなった。特許権者は、MTAが法定要件を満たしていることについての

立証責任を負う。この改正は2021年1月20日から施行されている。

競争法を巡る米国の最新の動き (FTC対Qualcomm事件)

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所

2020年に米国知的財産関係者の注目を最も集めた訴訟の一つとして、連邦取引委員会（FTC）対Qualcommの反トラスト訴訟が挙げられる。標準必須特許と競争法の規制は日本を含む各国で注目を集めていることから、本件訴訟をめぐる米国での動きを紹介する。

FTC対Qualcomm事件

（背景）

Qualcommは移動体通信の標準規格である第3世代のCDMAや第4世代のLTEなどに基づくモデムチップを、他社に製造委託するファブレス経営を行っていた。そして携帯端末メーカーに対して、委託製造されたモデムチップを販売するとともに特許をライセンス供与していた。ライセンスは、複数の標準必須特許（SEP）と非SEPのポートフォリオで一括して行われ、ロイヤルティは携帯端末の販売価格の3.5～5%とされることがあった（Subscriber Unit License Agreements）。Qualcommはモデムチップ市場で高いシェアを得ていた。

Qualcommは携帯端末メーカーがライセンスに合意するまでモデムチップを販売しなかった。さらに、Qualcommの特許技術を使用する競合チップメーカーとの間で、Qualcommとのライセンスに合意しない携帯端末メーカーには競合チップメーカーからもモデムチップを販売しないこと及びその代わりに競合チップメーカーに対して特許権を行使しないことを契約していた。そのため、携帯端末メーカーはQualcommとのライセンスに合意しなければモデムチップの供給を受けられなかった（「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシー）。

（経緯）

■2017年1月17日 FTCによる提訴¹

Qualcommの一連の商慣行について、FTCは、

モデムチップ市場における競争を阻害し反トラスト法（シャーマン法第1条若しくは同法第2条又はFTC法第5条）に違反すると主張して、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提訴した。FTCのプレスリリース²では、Qualcommは独占的地位を利用して競合を排除することにより、IoT機器の相互接続性などにより消費者に利益をもたらすはずのイノベーションを阻害しているとされた。

■2019年5月21日 地方裁判所判決³

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、Qualcommの商慣行は反トラスト法に違反するとされ、同社にライセンスの差止め及び再交渉などが命じられた。地裁判決は、Qualcommが不当に高いロイヤルティを請求し続けることを許可すると、競合チップメーカーのモデムチップに人為的な上乗せ金が永続するなどとした。

Qualcommは控訴した。

■2020年8月11日 控訴裁判所判決⁴

連邦第9巡回区控訴裁判所の裁判官3名のパネルは、地裁判決を破棄し、Qualcommに対する差止命令を無効にした。パネル判決の段階で、訴訟参加人としてApple、Samsungなど11者が、法廷助言者（Amicus Curiae）として司法省など20者以上が関わる大きな訴訟になっていた。

裁判官3名のパネルは以下のとおり判示した。

- Qualcommは競合チップメーカーにライセンス供与すべき反トラスト上の義務はなく、携帯端

1 https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/170117qualcomm_redacted_complaint.pdf

2 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2017/01/ftc-charges-qualcomm-monopolizing-key-semiconductor-device-used>

3 https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/qualcomm_findings_of_fact_and_conclusions_of_law.pdf

4 <https://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2020/08/11/19-16122.pdf>



末メーカーに排他的にライセンス供与する商慣行はシャーマン法第2条に違反しない。標準化団体のFRAND宣言に反したとしても、その救済は契約又は特許法の問題であって今回の判断に影響しない。

- Qualcommのロイヤルティと「ノーライセンス・ノーチップ」ポリシーは、競合チップメーカーのモデムチップの販売に反競争的な追加料金を課すものではなく、競合チップメーカーに中立（chip-supplier neutral）であって、市場での競争を弱めるものではない。
- Qualcommによる過去の他社（Apple）との契約には、モデムチップ市場での競争を実質的に排除するという事実又は実質的な影響はなく、当事者間でも既に解消されており、対処すべきことはない。

このパネル判決はQualcommの大きな勝利として多数報道された。報道ではQualcommの株価が上昇したことも報じられた。本件は従来の通信規格に関するライセンス供与の商慣行について検討されたものであるが、判決を受けて第5世代移動体通信システム（5G）に関してもQualcommが優位に進められるとの予想がされた。

■2020年9月25日 FTCによる大法廷再審理申立て¹

歴史的に見ると、大法廷再審理の申立てが認められる可能性は1%未満と言われており狭き門である。しかし、パネル判決後、大法廷再審理を見据えて、FTCを支持する側とQualcommを支持する側の双方の動きは続いた。例えば、8月24日には日本企業を含めた21者が連名でFTC宛てに、大法廷再審理を申し立てるように求めた。

FTCは9月25日、連邦第9巡回区控訴裁判所に大法廷再審理を申し立てた。大法廷再審理の申立ての中でFTCは「本件は反トラスト法の将来にとって非常に重要と広く認識される。主要学者らは『このパネル判決は不可解で反トラスト法に逆行する』などとしている」とし、さらに、「本件のパネル判決は反トラスト法の骨組みを損ねるも

のだ。これを是正するために大法廷再審理が必要」などとしている。

本件は民主党系委員が多数であったオバマ政権時のFTCにより提訴されたものであり、この時点では共和党系委員が多数となっていたため、FTCが大法廷再審理を申し立てるか否かは不明だと言われていた。FTCのプレスリリース²によると、申立ては賛成3・反対2で可決され、共和党系のNoah Joshua Phillips委員及びChristine S. Wilson委員が反対票を投じたという。つまり、トランプ政権によって指名された共和党系のJoseph J. Simons委員長が賛成票を投じて大法廷再審理が申し立てられることになった。申立て自体はあまり労力なく可能であるためFTCも事件の大きさに鑑みてここまでは行うことにしたのではないかという意見もある。

■2020年10月28日 大法廷再審理申立て却下³

連邦第9巡回区控訴裁判所は10月28日、FTCが提出した大法廷再審理申立てを否認した。10月28日付の命令では、判事の中で大法廷再審理を行うことに賛同した者はいなかったとしている。

■2021年3月29日 FTCが最高裁への上訴を断念

FTCが最高裁に上訴するかどうかが目されていたが、上訴申立て期限となる3月29日、FTCは本件訴訟について最高裁への上訴を断念したことを明らかにした。FTCの上訴断念により、控訴裁判所の判決が確定し、2017年1月から続いた法廷闘争が終結することとなった。

FTCのRebecca Kelly Slaughter委員長代行による声明⁴では、本件についてFTCが「大きな逆風に直面」しているため上訴しないとしている。逆風が意味するところは明らかではないが、第9巡回区控訴裁判所においてFTCを支持した判事が一人もいなかったことなどが影響していると考えられる。ただし、Slaughter委員長代行は、FTCは標準設定に関する反競争的な慣行を懸念しており、この分野における行為を今後も注意深く監視すると述べている。

1 <https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/111003lundbeckpetition.pdf>

2 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/09/ftc-requests-rehearing-en-banc-qualcomm-appeals-decision>

3 <https://www.qualcomm.com/media/documents/files/en-banc-petition-denied.pdf>

4 <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2021/03/statement-acting-chairwoman-rebecca-kelly-slaughter-agencies>

1



2



3



4



FTCの上訴断念については、第9区巡回控訴裁判所の判決が拘束力を持たない他の巡回区で同様の訴訟を提起することも視野に入れた戦略的な判断ではないかとする見方もある。また、バイデン大統領が新たなFTC委員として、大手テック企業による独占的な行為を批判してきたコロンビア大学のLina Khan氏を指名したことや、同氏がFTC委員に就くことで一般的に大企業に厳しい目を向けることが多い民主党系委員が多数を占めることになるため、FTCが大企業に対する訴訟を増やす可能性も指摘されている。

(関連する議論等)

SEPのライセンス慣行については、下院司法委員会反トラスト・商業・行政法小委員会が2021年3月18日に開催した公聴会¹でも討議があった。この中でDarrell Issa委員（カリフォルニア州選

出、共和党）から「FTCはSEPの乱用を抑制する立法活動を必要とするか」という質問が出され、Slaughter委員長代行が回答していた。Slaughter委員長代行は、「①市場力（market power）が乱用されないこと及び②特許が標準に入れられた場合に当該特許の保有者が『公正、合理的かつ非差別的（FRAND）なレートでライセンス供与する』との誓約を最後まで守り、当該特許が標準に入れられたことから得た市場力で競合企業を市場から排除しないことを我々は確実にしたい。一方、これは、『特許は排他権』との伝統的な考え方から異なる。従って、反トラスト法が果たす役割はあると思う。」などと答えていた。

本件の法廷闘争は終結したが、今後も議会やFTCなどにおいてSEPのライセンス慣行に関する議論はされていくと予想される。

¹ <https://judiciary.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=4453>



3. 欧州における動向

欧州では近年、単一特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けた動きがある一方、英国の欧州連合（EU）離脱（いわゆるBrexit）やドイツの協定批准に係る問題により、本制度の施行について不透明性が生じている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及びEU、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、欧州各国の知的財産庁の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、欧州各国の知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁（JPO）とEPOの間では、二庁間での協力に加え、日米欧三極特許庁間での協力、日米欧中韓五庁での協力を通じて交流を図っている。意匠分野においては、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合等を通じて、EUIPOと協力を行っている。商標の分野においては、日EU商標専門家会合や日米欧中韓の商標五庁（TM5）会合等を通じてEUIPOと協力を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013年から交渉が開始された日・EU経済連携協定（EPA）は、2019年2月に発効した。当該EPA発効を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

（2）近年の知的財産政策の動向

① 欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、欧州各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特

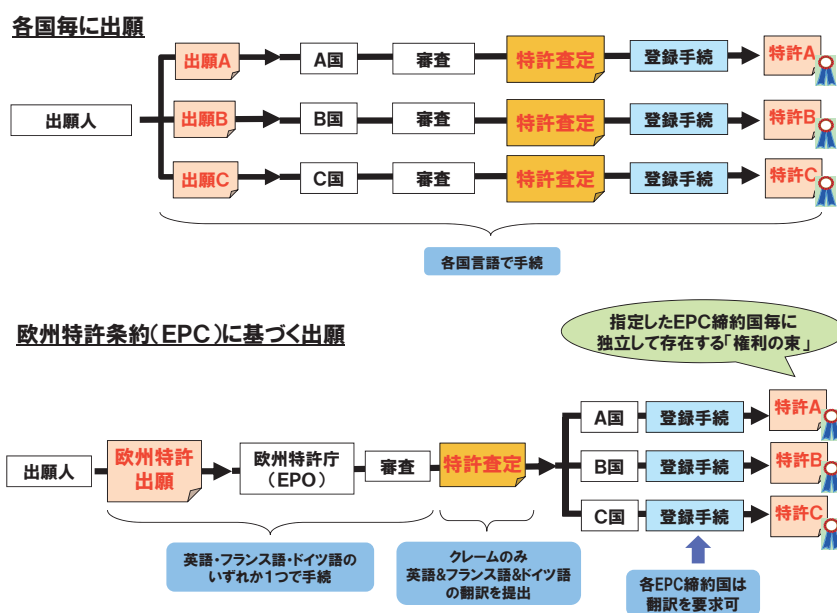
許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある [3-1-7図]。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使するには、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所（UPC）を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2021年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除き最大で25のEU加盟国（後述のとおり英国は含まない）の間で単一的な効力が与えられる [3-1-8図]。また、新たに創設されるUPCは、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、EPCに基づく欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、UPC協定と同時に適用が開始されることになっており、UPC協定については、本協定署名の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3加盟国（後述の英国のEU離脱前では英独仏）を含む13か国以上の批准により発効することとなっている。これまでに、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、そして後述の英国（正式批准の完了順に記載）の16か国が批准した¹。

しかし、英国が、2020年1月にEUを離脱し、同年2月には欧州単一特許制度及びUPC制度への参加を追求しない旨を表明し²、2020年7月に批准の撤回通知をEU理事会事務局に寄託したため、ロンドンに設置されることになっているUPC第一審裁判所中央部の一つに関し再検討が必要になっている。また、それに伴い、今後、UPC協定の改正が必要となってくる可能性がある。加えて、ドイツの批准に関し、2020年3月には、ドイツ連邦憲法裁判所によりUPC協定への批准に係る法案が、基本法（憲法に相当）に定める連邦議会での多数決の要件を満たしていなかったとして無効と判断されている。これを受け、2020年9月にドイツ連邦政府が連邦議会に再度法案提出を行い、2020年11月に連邦議会が、2020年12月にドイ

ツ連邦参議院が、それぞれ基本法の要件を満たす数の賛成票をもって本法案を再び可決したことから、その後の大統領署名の手続へと進む予定であったが³、連邦憲法裁判所に新たに2つの憲法異議申立が出され、再びUPC協定発効の時期は不透明となった。なお、英国がUPC協定に参加しないことにより、UPC協定発効に必須の、欧州特許の数が最も多い3加盟国の一つであった英国の代わりには、オランダ⁴、又はイタリア⁵が、欧州特許の数が4番目に多い国として繰り上がり、発効条件を満たすものと考えられている。オランダ、イタリアのいずれも、すでにUPC協定を批准しており、ドイツの批准によりUPC協定の発効条件が満たされる点に変わりはない。

3-1-7図 【現行の出願ルート】

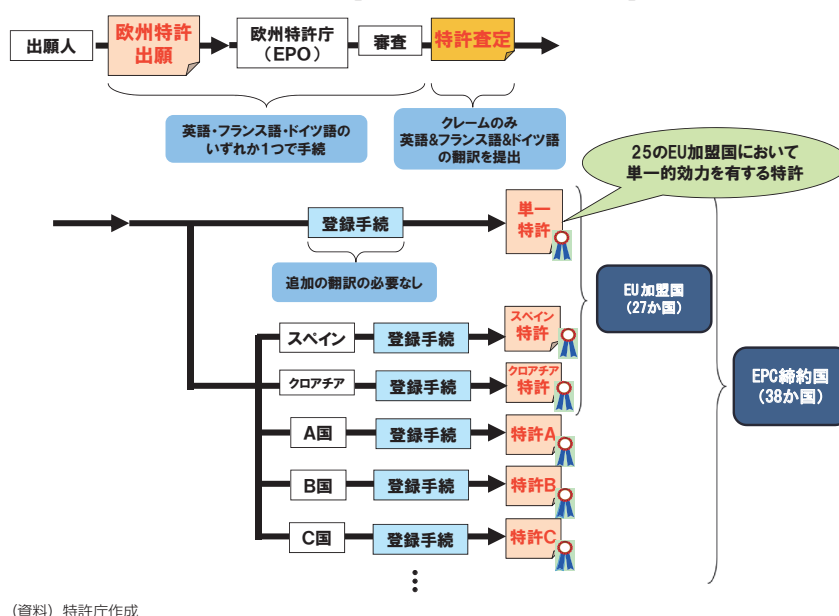


(資料) 特許庁作成

1 <https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2013001>
 2 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20200301.pdf
 3 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20201218.pdf
 4 [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA\(2019\)596800_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA(2019)596800_EN.pdf)
 5 <https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201126b.html>



3-1-8図 【単一特許の出願ルート】



(資料) 特許庁作成

②EU意匠保護制度改正の動き

2020年11月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」では、EUの意匠保護の現代化に関する提案が含まれ、また、同月、欧州委員会は、「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則」及び各EU加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令」の改正を目的とするイニシアチブについて、影響調査¹を開始するなど、EUの意匠保護制度改正の動きが高まっている。これら規則及び指令の改正の目的は、(i) 意匠保護の現代化、明確化及び強化、(ii) EUにおける意匠保護の利便性と利用しやすい料金の改善、(iii) EUにおける意匠保護制度の相互運用性の確保、(iv) 修理用のスペアパーツのための単一市場の完成、とされ、今後は、上記影響調査の結果を考慮し、パブリック・コンサルテーションの実施や加盟国との更なる議論等を経て、2021年第4四半期に欧州委員会によるイニシアチブの採択を予定している。

(3) EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国²になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国（38か国）・拡張協定国（ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロの2か国）以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が発効している³。これらの国において欧州特許を認証（権利化）させると、各国における国内特許と同様の法的効果を得られる。2019年11月には、ジョージアとも認証に関する合意がなされた⁴（2021年3月時点で未発効）。

EPOは、16の特許庁との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施している。その他、EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、

1 <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/43848>

2 <https://www.epo.org/about-us/foundation/member-states.html>

3 <https://www.epo.org/about-us/foundation/validation-states.html>

4 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20191105b.html>



以下のような取組を強化している。

②審査迅速化の取組について

EPOは、審査迅速化により係属中の出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行すること（2020年：4.3月）、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内（2020年：23.7月）とすること、異議申立の審理結果が得られるまでの期間を15月以内（2020年：15.4月）とすることを挙げていたところ、出願日から6月以内の調査報告及び見解書の発行については達成している¹。なお、期間の算出にあたりEPOでは中央値（median value）が用いられていたところ、2019年からは平均値（mean value）が用いられている。

③戦略計画2023

EPOの2019年から2023年の活動計画を示す戦略計画2023が、2019年6月に欧州特許機構管理理事会で採択され、公表された²。その中で、ミッション及びビジョンとしてそれぞれ、「欧州の特許庁として、我々は、イノベーション、競争力及び経済成長を促進する高品質の特許及び効率的なサービスを、誇りを持って提供する。」及び「我々は、知的財産における世界標準を定める力及び動機を職員に与える。我々の庁は、効果的で透明性があり、ユーザのニーズに応え、かつ、ダイナミッ

クなグローバル特許制度についての変化する需要及び状況に対応する上で迅速である。我々の仕事は、より安全で、よりスマートで、かつ、より持続可能な世界に貢献する。」と示されている。

また、それらを細分化した以下の5つの目標が掲げられている：(i) 仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築、(ii) EPOのITシステムの簡素化及び近代化、(iii) 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供、(iv) グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築、(v) 長期的な持続可能性の確保。

さらに、2021年3月には、新型コロナウイルスの影響による戦略計画2023策定後の状況の変化とこれまでの諸問題への取り組みで得られた経験を踏まえ、同計画を補完する位置づけとして、ニュー・ノーマルに向けた方針に関する文書のドラフト版が公表された³。今後は、パブリック・コンサルテーション等を経て、新たな施策の指針とされる予定となっている。

④手続き料金の改定

EPOは、2020年4月に、全体的に数%の値上げを行う手続料金改定を実施した⁴。この料金改定は2年ごとに実施されている。

また、審判請求料の返還についても一部改正された⁵。従前は返還条件に応じて全額又は一部（一律50%）が返還されていたが、当該一部返還について、審判請求を取り下げるタイミング等に応じて25～75%の返還がなされるように改正された。

1 <https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics/2020/statistics/quality-indicators.html>

2 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20190627.html>

3 <https://www.epo.org/news-events/news/2021/20210319.html>

4 https://www.epo.org/modules/epoweb/acddocument/epoweb2/420/en/CA-D_12-19_en.pdf

5 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a5/2020-a5.pdf>



3-1-9図 【主な手続料金（概要）】

（単位：ユーロ）

種類	改定後	改定前
出願料 ¹	・ オンラインEPC出願：125 ・ 上記以外のEPC出願：260	・ オンラインEPC出願：120 ・ 上記以外のEPC出願：250
超過頁の追加料金	・ 16（頁数が35を超える場合の超過1頁当たり）	・ 15（頁数が35を超える場合の超過1頁当たり）
クレーム料 （出願料に加算）	・ 245 （クレーム数が15を超える場合の超過1クレーム当たり） ・ 610 （クレーム数が50を超える場合の超過1クレーム当たり）	・ 235 （クレーム数が15を超える場合の超過1クレーム当たり） ・ 585 （クレーム数が50を超える場合の超過1クレーム当たり）
分割出願の追加料金	・ 2世代目の分割出願：220 ・ 3世代目の分割出願：440 ・ 4世代目の分割出願：660 ・ 5世代目以降の分割出願：885	・ 2世代目の分割出願：210 ・ 3世代目の分割出願：425 ・ 4世代目の分割出願：635 ・ 5世代目以降の分割出願：850
調査料 （欧州段階）	・ 1,350 （2005年7月1日以前の出願については920ユーロ）	・ 1,300 （2005年7月1日以前の出願については885ユーロ）
国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,775
補充国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,775
国際予備審査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,830
指定料	・ 610	・ 585
出願更新料	・ 出願日から3～9年は490～1,450 ・ 10年目以降は一律1,640	・ 出願日から3～9年は470～1,395 ・ 10年目以降は一律1,575
審査料	・ 1,700 （2005年7月1日より前の出願については1,900） ・ 1,900 （欧州段階に移行したPCT出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）	・ 1,635 （2005年7月1日より前の出願については1,825） ・ 1,825 （欧州段階に移行したPCT出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）
特許査定料 ¹	・ 960	・ 925
異議申立料	・ 815	・ 785
特許減縮請求料	・ 1,210	・ 1,165
特許取消請求料	・ 545	・ 525
審判請求料	・ 中小企業、個人、大学等による請求：1,955 ・ 上記以外による請求：2,705	・ 中小企業、個人、大学等による請求：1,880 ・ 上記以外による請求：2,255
再審請求料	・ 3,025	・ 2,910
期間徒過救済処理請求料	・ 料金遅延納付の場合、その料金の50% ・ 特許査定料（第71規則（3））遅延納付の場合、265 ・ その他の場合、265	・ 料金遅延納付の場合、その料金の50% ・ 特許査定料（第71規則（3））遅延納付の場合、255 ・ その他の場合、255

（資料）JETROデュッセルドルフ「欧州特許庁、4月に料金を改定」（2020年3月）

¹ キャラクターコードのフォーマット（XML）に基づくオンラインでの手続が開始されると、出願料、特許査定料等について異なる料金が適用される。

(4) EUIPOの取組

①概要

EUIPOは、欧州連合商標（EU商標）や登録共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、欧州委員会から「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門（European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights）」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

JPOとEUIPOとは、1998年に商標分野において協力覚書を交わしていたが、EUIPOの組織改編を契機として、2018年8月に意匠分野を交えた新たな協力覚書を交わした。

②戦略計画2025

EUIPOは、2019年11月、2020年から2025年までの同庁の戦略的優先事項等に関する戦略計画2025が管理理事会で採択された旨を公表した¹

（2020年7月1日から実施期間が開始）。戦略計画2025は、「欧州の企業及び市民のための知財の価値」を提供するというビジョンに基づいて構築され、EUIPOのミッションとして、「優れた知財ハブとして、EUIPOは、持続可能なネットワークを構築し促進することにより、グローバルでますますデジタル化する環境において、顧客中心のサービスを提供するとともに、より強固な知財システム、効率的なエンフォースメント及び知的財産権のより良い理解に貢献し、それによってEUにおける競争力、イノベーション及び創造性を支える」と示されている。

また、ビジョンの実現を推進するため、以下の3つの戦略的ドライバーが掲げられ、それぞれの戦略的ドライバーには、複数の戦略目標と鍵となる取組が置かれている：(i) 相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム、(ii) 高度な顧客中心のサービス、(iii) 動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場。

③SMEプログラム

戦略計画2025の中で、EUIPOは、2020年7月1日から中小企業（SME）支援のためのプログラムの実施を開始し、立ち上げられたすべてのSME関連のイニシアチブへの入り口として、EUIPOのウェブサイトからアクセス可能な「Ideas Powered for business²」を公開している。中でも、2020年11月18日にEUIPOの理事会で承認された2,000万ユーロのSME基金の設立が特筆され、この基金は、2021年の間に、EU各国、地域又はEUへの商標・意匠出願及び知的財産の事前診断サービスの申請料の一部を、SME1社あたり合計1,500ユーロを上限に償還するためのものであり、最初の申請窓口は2021年1月11日に開設された。

(5) 欧州各国の取組

①英国

ビジネス・エネルギー・産業戦略省の下に、英国知的財産庁（UKIPO）が設置されており、UKIPOが、特許、意匠、商標、及び著作権を所管し、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。

英国は、2020年1月にEUを離脱し、EUとの離脱協定に基づき、経過措置としてEU法が引き続き英国において効力を有する移行期間が続いていたが、2020年12月31日にその移行期間が終了した。

特許制度については、EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は欧州特許制度に影響を与えない。

意匠及び商標制度については、移行期間終了時に、登録済みのEU商標、及びEUを指定して保護された商標の国際登録の効果、並びに登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及びEUを指定して保護された意匠の国際登録の効果が、英国においては有効ではなくなる一方、それぞれ、同等の英国の権利として代わりに保護されるようになってい

1 <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5429541>

2 <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/online-services/ideas-powered-for-business>



る。また、移行期間終了時に出願がEUIPOに係属中であった場合には、移行期間終了後9か月以内に同様の内容で英国に出願すれば、EUIPOに係属中であった先の出願日を維持できる。この場合、英国の通常の料金体系が適用される。

英国のEU離脱による特許・商標・意匠等への影響の詳細は特許庁ウェブサイト¹を参照されたい。

②ドイツ

ドイツの知的財産制度については、連邦司法消費者保護省の下にドイツ特許商標庁（DPMA）が設けられ、DPMAがドイツ国内の特許、実用新案、意匠及び商標の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。ドイツは、製造業が盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多い。DPMAは、特許審査期間の短縮等を目的として、2019年に177名の特許審査官を増員し、2020年の特許の最終処分件数は41,723件（前年比3.8%増）、特許付与件数は17,305（前年比5.2%減）であった²。

ドイツ連邦司法・消費者保護省は、2020年1月にドイツ特許法改正に向け、草案を同省ウェブサイトにて公表し、利害関係者からの意見を求めているところ、多数寄せられたコメントを受けて草案に修正が加えられ、その後の更なるコメントも踏まえて、2020年10月には、ドイツ連邦政府により閣議決定された政府法案が司法・消費者保護省のウェブサイトにて公表された³。本法案は、主に、次の2点を含む。1点目は、ドイツでは無効訴訟と侵害訴訟が異なる裁判所で審理される分離主義がとられているところ、無効訴訟の方が侵害訴訟よりも審理期間が長く、特許権の無効の蓋然性が高い場合であっても侵害が認定され得るという問題への対処として、無効訴訟の予備的な意見を6か月以内に侵害訴訟の裁判所に通知すべきとするものである。2点目は、侵害訴訟において、特許権侵害が認められると原則差止請求が認められる実態があるため、例えば、多くの構成要素を

含む製品のたった一つの特許権侵害であっても製品全体の販売・製造が差止められる等により、特許権者と侵害者との間の均衡を欠く場合があり得るという問題への対処として、侵害が認められても、侵害者に対する特許権者の利益を考慮して差止を認めることが不均衡である場合は差止請求が制限される趣旨のものである。

また、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018年3月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019年5月には、ドイツ連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020年9月及び10月に連邦議会及び連邦参議院が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決した。これにより、2020年12月2日以降にドイツで登録された意匠権については、修理目的のスペアパーツに対して保護が及ばないことになった。

③フランス

経済・財務省の下に、フランス産業財産権庁（INPI）が設置されており、INPIが、特許、意匠及び商標等を所管する。

フランス政府は、2019年5月、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（PACTE法）を公布した⁴。PACTE法は知的財産法（CPI）の改正を含んでおり、例えば、進歩性の特許要件への追加（PACTE法第122条（CPI第L612条12（7））。2020年5月施行）、異議申立制度の創設（PACTE法第121条。2020年4月施行）及び実用証の存続期間の6年から10年への延長（PACTE法第118条（CPI第L611条2（2））。2020年1月施行）等が含まれる。

また、フランスにおいては、2019年11月に「今後の交通政策の指針となるモビリティ法案」、及び2020年10月に「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に組み込まれる形で、自動車に関する「修理条項」を意匠法に追加する改正案が議

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html

2 https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20210305.html

3 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20201029.pdf

4 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000038497477&dateTexte=20200413>



会で採択されたが、いずれも憲法院による法案の合憲性審査において、当該法案と直接的な関係性がないことを理由に違憲と判断され成立には至らなかった。

標準必須特許を巡る欧州の動き

欧州では、標準必須特許（SEP）に関する諸問題への関心が非常に高まっており、コロナ禍にあっても、SEPをテーマとしたオンラインのセミナー、カンファレンスが多数開催されている。また、この1年の間にも、欧州委員会による知的財産行動計画でのSEPの問題への言及、欧州委員会の専門家グループの報告書の公表、SEP保有者と実施者間のライセンス交渉を巡る訴訟の判決等、重要な動きがみられた。ここでは、欧州における、SEPに関する最近の主要な動向をいくつか紹介する。

（1）欧州委員会の動向

欧州委員会では、公正かつバランスのとれたSEPに関する制度が構築されるよう、2017年にSEPに関するガイダンス文書（Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents）を公表していた。このガイダンスでは、①SEPに関する透明性の向上、②SEPのための公平・合理的かつ非差別的な（FRAND）ライセンス条件の一般原則、③SEPのための予見可能なエンフォースメント環境、④オープンソースと標準、の4つの項目に関する考え方が示されている。2020年11月25日、欧州委員会は今後のEUの知的財産への様々な取組を包括的に示した知的財産行動計画を公表したが、その主要項目の一つである「知財共有の促進」には、SEPに関する取組も含まれている。同行動計画では、2017年にガイダンスが提供されたにもかかわらず、ライセンス交渉に関する紛争が頻発し、自動車業界のみならず健康、エネルギー、スマートマニュファクチャリング、デジタル、電気分野にも影響が及び得るとの現状認識を示している。そして、短期的には、特定分野のプレイヤー間の摩擦と訴訟を減ずるための産業界主導の取組を推進するとしている。並行して、SEPの宣言、ライセンス、権利行使を統括する枠組みの更なる明確化と改善のための改革を検討すること、法的確実性の改善と訴訟費用の削減の観点から、例えば、第三者による必須性チェックの独立した制度の創設を探索すること、が述べられている。さらに、2022年第1四半期の行動として、SEPの枠組みの明確化と改善、効果的な透明性のあるツールの提供を目的に、必

要に応じて規制を含めた改革を行いつつ、最も影響を受ける分野で産業界主導の取組を奨励することで、SEPライセンスにおける透明性と予見可能性を向上させるとしている。上記の必須性チェックについては、当事者にとって納得のいく形でSEPの必須性がチェックされることで、法的安定性と訴訟コストの削減がもたらされることが期待される。そこで、欧州委員会では、独自に必須性チェックに関するパイロット・プロジェクトを立ち上げ、我が国における標準必須性判定制度なども参考としながら、あり得るオプションとその実現可能性の検証を行った。このパイロット・プロジェクトの報告書が行動計画と同日に公表されているが、今後はこのプロジェクトの成果も踏まえながら具体的な制度設計に向けた更なる検討が行われていくものとみられる。

また、SEPに関する欧州委員会の他の取組として、2018年には、IoT技術分野に焦点を当てて対策を検討するためのSEPに関する専門家グループ（SEP Expert Group）が設立されており、2021年2月10日、同グループの報告書が欧州委員会のウェブサイトで公表された。報告書には79もの提案が含まれ、SEPライセンスの透明性の向上、バリューチェーンにおけるライセンス、FRAND条件、交渉及び紛争処理、IoTのパテントプール及び共同ライセンス等のSEPに関する幅広いトピックが網羅されている。しかしながら、この報告書では、専門家グループとしての一致した見解が示されたものとはなっておらず、SEPに関係する様々な立場からの意見をとりまとめることの難しさを物語っている。

(2) SEPを巡る訴訟の動向

欧州委員会によるSEPに関するガイダンスの公表に先立つ2015年、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、Huawei対ZTE事件でのドイツ・デュッセルドルフ地裁からの質問付託に対する予備的判決で、SEPに基づく差止請求訴訟が競争法違反に該当しない場合の判断基準として、当事者間の誠実なライセンス交渉の枠組みを示した。この枠組みは、①SEP保有者は被疑侵害者に対して裁判所に訴えを提起する前に警告を行う（ライセンス交渉の申込みをする）、②被疑侵害者はFRAND条件でライセンス契約を締結する意思がある旨を表明する、③SEP保有者は具体的なライセンス条件を提示する、④被疑侵害者はSEP保有者からの申し出を拒絶する場合には対案を提示する、⑤当事者間でライセンス交渉が合意しなかった場合には裁判所等で解決を図る、というものである。このCJEUの予備的判決以降、欧州でのSEPに基づく差止請求訴訟においては、基本的に当該枠組みの下で当事者間の交渉過程が検討される判決が続いている。

例えば、ドイツでは、SEPに関する訴訟が、主にデュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンの地裁で数多く提起されているが、2020年5月には、Sisvel対Haier事件について、ドイツ連邦通常裁判所（最高裁に相当）が上記CJEUの枠組みに沿った初めての判決を下した。同事件では、ライセンス交渉過程について、両当事者が誠実交渉義務を果たしていたか否かが争点となったが、上記②の契約を締結する意思の有無等をふまえ、SEP保有者による差止請求が認容されている。同判決では、SEP保有者がクレームチャートを示して侵害の事実を伝えることは義務ではないこと、実施者は無条件にFRANDライセンスを受ける意思表明をする必要があること、無差別要件は実施者に最も有利な過去のライセンス条件と同一のライセンス条件の申し出を要求するものではないこと等、実施者側にとってはこれまで考えられていたよりも厳しい要件が示されたものとなっている。続いて、2020年11月には、連邦通常裁判所により同じ当事者間の別の事件について2つ目と

なる判決が下されている。ここでも5月の判決と同様にSEP保有者による差止請求が認容され、実施者が競争法上の支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受ける意思を継続して客観的に示すことが求められること、CJEU判決の枠組みを尊重しつつも、支配的地位の濫用に当たる行為か否かの判断に際しては、事案に応じてより厳しい又はより緩やかな交渉義務が正当化される場合もあること等が判示されている。

上記のライセンス交渉過程での当事者の行動に関わる問題に加えて、SEPに関するライセンス交渉では、SEP保有者がライセンス交渉を行う相手先に関しても問題となる場合がある。SEPは移動体通信規格に関する技術が対象となることが多いが、技術の進歩により、このような技術の応用範囲が通信分野だけに止まらず、例えば、自動車、ヘルスケア等、異業種にまで広がりを見せている。多段階のバリューチェーンが構築されている業界に対してSEP保有者がライセンス交渉を行う場合、その交渉相手は、最終製品製造者となるべきなのか、バリューチェーンの上流のサプライヤー（例えば、当該技術を利用したチップの製造者等）となるべきなのかについては見解が分かれている。この点、2020年11月には、Nokia対Daimler事件について、デュッセルドルフ地裁により、SEP保有者がサプライヤーからの求めに応じて、サプライヤーに対して優先的にライセンスする義務（License to All）の有無を問う質問と2015年のCJEUの予備的判決の要件の更なる具体化を求める質問がCJEUに付託され、その動向が注目されていたが、2021年6月、両者は特許ライセンス契約を締結し、係争中のすべての訴訟について和解することに合意した旨が公表された。

英国に関しては、2020年8月にUnwired Planet対Huawei事件／Conversant対Huawei・ZTE事件に関する最高裁の判決が大きな話題となった。同判決では、欧州電気通信標準化機構（ETSI）が定めた知的財産権（IPR）ポリシーに基づいて作成された契約上の取り決め（IPR宣言書によるFRAND宣言）は、英国裁判所に多国籍特許ポートフォリオのグローバルライセンスの条件を決定

する管轄権を与える、と判示している。併せて、ライセンスの非差別性の問題について、上記のドイツ連邦通常裁判所の判断と同様、最も有利なライセンス条件と同等の条件でライセンスを供与する必要はなく、非差別性の義務は厳格でない一般的なものであることが示された。また、競争法の問題について、CJEUの予備的判決で示された交渉手順に従うことは義務的なものではなく、当該判決には状況に応じた柔軟性が組み込まれていること等も判示されている。

最後に、このような欧州の主要国でのSEPに関する訴訟のほか、欧州と域外との間や欧州域外同士での、裁判管轄をまたいだ訴訟差止命令（Anti-Suit Injunction）を巡る争いにも言及しておきたい。これは、相手方当事者が、ある裁判所に訴えたり、判決を執行したりすることを差し止める命令を、別の裁判管轄の裁判所に求めるものである。欧州に関連するものでは、例えば、Huawei対ConversantのSEP関連訴訟が挙げられる。本件では、Huaweiが中国・南京中級人民法院に対し、Conversantの中国特許の非侵害とライセンス料

率の確認を求めて訴えを提起し、同院は2019年9月に、有効とされたSEPのライセンス料率を決定した。一方、Conversantは、デュッセルドルフ地裁にHuaweiによる欧州特許の侵害訴訟を提起し、同地裁は2020年8月に侵害を認定してドイツでの差止を認めた。これに対して、中国最高人民法院は2020年8月、Huaweiの求めに応じて、Conversantに対して同院の最終判決の前に当該差止の執行を申請してはならないこと等を命令し、もし違反した場合には1日当たり、100万人民币元（約1600万円）の過料を課すとした。また、他の例として、InterDigital対Xiaomi事件では、中国とドイツ・ミュンヘンの裁判所の間等で、2020年から2021年にかけて訴訟差止命令に対してさらに行動を起こすことを禁じる差止命令が出されるなど、差止が二重、三重になされる事態となっている。このように多発する訴訟差止命令を巡る争いが今後どのような決着をみるのか、専門家の間で関心を集めている。

（以上）

4. 中国における動向

中国は、世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国であり、2019年からは、PCT出願件数についても世界最多の国となった。特に、2008年に国務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知的財産を国家戦略として位置付けて以来、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造大国からイノベーション型国家への転換を推進し、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の動きが活発化している。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利・商標を所管する中国国家知識産権局（CNIPA）の各取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

① 我が国とCNIPAの取組

日本国特許庁（JPO）とCNIPAとは、1994年に第1回日中特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化、制度・運用に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許審査についての国際審査官協議も行っている。

JPOとCNIPAは、2020年12月に開催した第27回日中特許庁長官会合において、特許、意匠及び商標分野の審査、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる今後の両庁の協力について議論を行った。

② 冒認商標出願への対応

2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、幅広く情報提供を実施しているとともに、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している¹。

また、中国における我が国の地名・地域ブランドの商標出願・登録状況の調査・公表を年1回行っ

てきたが、2019年度からは、四半期毎の調査・公表へと変更し、正当な権利者（地方自治体、組合等）への早期対抗措置を促進している²。

(2) 近年の知財政策の動向

中国では、2008年の国務院による「国家知的財産権戦略綱要」の公表以来、第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月の「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014～2020年）」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014-2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。2019年11月には中国共産

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo_syutugantaisaku.html

² https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html



党中央弁公庁と國務院弁公庁が「知的財産権保護の強化に関する意見」を公表し、2022年までに、知財侵害の頻発化を抑制し、権利者保護に向けて検挙困難性、処理長期化、高コスト、低額賠償に係る状況を改善することや、2025年までに、保護能力や保護体系を改善、知識価値を尊重するビジネス環境を最適化し、イノベーション推進の為の知財制度をより保証することを目標に掲げている。更に2020年1月に中米経済貿易協議（第一段階）が合意され、専利や商標、営業秘密等の知的財産に係る保護強化策が盛り込まれており、その後の中国における数多くの法改正、司法解釈等の公表へとつながっている。

加えて、近年は、イノベーション創出に寄与しない非正常出願の増大が問題視され、出願の量から質への転換に重点が置かれるようになっており、2021年1月には地方による専利出願段階での補助金支給廃止に向けた通知がなされている。また、2021年3月の全国人民代表大会で可決された第14次五か年計画と2035年までの長期目標要綱には、2021～2025年の主な指標の一つとして、人口1万人当たりの高価値発明専利の保有件数が挙げられている。

これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

2018年4月、ボアオ・アジアフォーラムにて、習近平国家主席は、「知的財産権保護を強化する。我々は今年、国家知識産権局を改編し、法執行を強化する整備を行い、法律違反のコストを大幅に高め、法律の抑止力が十分に発揮されるようにする。我々は中国における外資企業の合法的な知的財産権を保護する。」と、知的財産権の保護について言及した。

2018年10月に全人代において「専利等知的財産権事件の訴訟手続きに係る若干問題に関する決定」が可決され、2019年1月から、特許・ソフトウェア・技術秘密などの特に高い専門知識が必要な分野について最高人民法院の知的財産権法廷に二審（最終審）が集約されることとなった。このような司法制度改革とともに、2018年12月に

国家發展改革委員会など38部門の連名で通知された「知的財産権（専利）分野における深刻な信用失墜主体に対する共同懲戒の実施に関する覚書」、2019年12月に施行された「商標出願行為の規範化に関する若干規定」等、知財保護の強化に資する取組が行われている。

また、2019年3月に國務院令第709条（國務院が一部の行政法規を改正することに関する決定）により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁企業法实施条例」の技術移転に関連する一部規定が削除され、さらに、2019年3月に成立した「外商投資法」にて内外差別や強制的技術移転の禁止等の趣旨の改正を行うなど、知財制度整備を推進している。

2021年1月には、法典と名付けられた初めての法律となる「民法典」が施行され、知的財産権保護強化の一環で、知財権侵害に対する懲罰的賠償の請求権が盛り込まれている（請求にあたっての具体的な基準等については「専利法」等の個別法の規定を適用。）。

(3) CNIPAの取組

CNIPAは、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示に関する業務を所管する、国家市場監督管理総局（SAMR）配下の機構である。

a. 専利法改正に向けた動き

中国では、専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。数次の意見募集を経て、2020年、約12年ぶりに第四次改正がされた（2021年6月1日施行）。

改正事項には、部分意匠制度の新設および外観設計専利保護期間の延長、医薬品の専利期間延長、懲罰的損害賠償（五倍賠償）制度の導入、法定賠償額の上限引上げ、専利開放許諾制度の新設等が

含まれる。

b. 専利審査体制の強化

CNIPAは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略(2011-2020年)において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、CNIPAの下部組織である専利審査協作センターを北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2017年におけるCNIPA及び各センターの審査官数は、1万1000人超となっている。2020年のCNIPAの発表によると、発明専利出願平均審査期間は20か月に短縮されている。

c. 特許審査ハイウェイ (PPH) の拡大

CNIPAは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大し、2020年末時点で30の国・地域と実施している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2018年11月1日からさらに5年間試行期間が延長された。

d. 商標分野の制度改正

これまで3度の改正がなされた商標法について、2019年4月に全人代常務委員会は、第四次商標法改正を決定し、改正商標法が2019年11月1日に施行された。改正商標法では、悪意による商標出願行為を規制するため、商標出願人の使用義務を強化し、使用を目的としない悪意による登録を拒絶すべきことが明記された他、商標代理機関の使用を目的としない商標登録出願を引き受ける行為などに対する行政処罰規定の創設、悪意による商標専用権の侵害行為に対する懲罰強化が規定された。

e. 商標分野における審査体制の強化

CNIPAは、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、CNIPAの委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作センターが設立された。商標審査協作センターは、現在、北京、広州、上海、重慶、済南及び鄭州に設立されている。CNIPAの発表によると、2020年の商標出願平均審査期間は4か月まで短縮している。

5. 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2020年度は、故意侵害に対する懲罰的損害賠償を規定した商標法及びデザイン保護法一部改正法の施行や生産能力を超える部分への損害賠償の拡大を規定した特許法一部改正法の施行など、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁 (KIPO) の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁 (JPO) とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会

合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許・商標審査についての国際審査官協議も行っている。

¹ 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

(2) 近年の知的財産政策の動向

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。国家知識財産委員会は、2011年から5年ごとに政府の知的財産分野の最上位計画である「国家知識財産基本計画」を策定し、2021年は知的財産関連の政策は2016年末に策定された「第2次知識財産基本計画(2017-2021)」に基づき実行されている。

また、国家知識財産委員会により毎年策定される「国家知識財産施行計画」には、その年の韓国政府の知財政策方針が示されており、2021年は5大重点戦略として (i) 市場の需要を反映したIP資産化、(ii) 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長および保護強化、(iii) 国内IPのグローバル進出支援の強化、(iv) デジタル環境の創作に対する公正・共生エコシステムの造成、(v) 人と文化中心のIP基盤の構築、が掲げられている。

(3) KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①2021年に新たに変わる知的財産制度・支援施策

2021年1月、KIPOは、知的財産権保護の強化、中小・中堅企業支援を通じた新型コロナウイルス被害の最小化、知的財産権取得に対する便宜向上などを骨子とする2021年に新たに変わる知的財産制度・支援施策を発表した。詳細は脚注¹を参照。

②KIPOの2021年の主要業務計画

2021年3月、KIPOは、「2021年の主要業務計画」を発表した。この計画では、(i) 親デジタル知的財産制度の構築、(ii) 知的財産データ活用の拡大、(iii) 知的財産基盤のイノベーション企業の成長を支援、(iv) 知的財産保護・執行の強化などの

施策を重点的に推進することが示されている。詳細は脚注²を参照。

③制度改正の動向

a. 特許法一部改正

・特許権侵害における親告罪要件の廃止（2020年10月20日公布、同日施行）

親告罪として規定されていた特許権または専用実施権の侵害罪を、被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明する場合にのみ起訴をしない「反意思不罰罪」（被害者告訴不要）に変更する（第225条第2項修正）。

・生産能力を超える部分への損害賠償の拡大（2020年6月9日公布、2020年12月10日施行）

特許権者等が特許権の侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は特許権者等の生産能力を超える部分について請求することができなかったところ、本改正によって、超過部分についても実施料相当額を請求できるようになる（第128条第2項修正、同条第3項削除）。

b. 商標法及びデザイン保護法一部改正

・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入（2020年10月20日公布、同日施行）

権利侵害が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができるようになる（商標法第110条第4項修正、同条第7項及び第8項新設、デザイン保護法第53条第2項修正、第115条第4項修正、同条第7項及び第8項新設）。

c. 商標法、デザイン保護法、及び、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正

・生産能力を超える部分への損害賠償の拡大（2020年12月22日公布、2021年6月23日施行）

権利者等がその侵害者に対して損害賠償を求める際、従来は権利者等の生産能力を超える部分について請求することができなかったところ、本改

¹ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/200104.html>

² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2021/210311a.html>



正によって、超過部分についても実施料相当額を請求できるようになる（商標法第110条第1項修正、同条第2項削除、デザイン保護法第115条第

1項、第2項修正、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条の2第1項修正）。

6. 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利¹加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国等との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、台湾における国籍別特許出願件数を見ると、外国籍では、我が国からの出願が最も多い。このような状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、各種民間覚書が署名され、日台間の協力が行われている²。最近では、2018年11月30日より特許審査書類（ドシエ情報）の電子的交換の協力が開始されている。また、2019年10月の日台貿易経済会議にて、特許審査ハイウェイ（PPH）の本格実施と意匠優先権書類の電子的交換における相互協力に関する覚書が締結されており、PPHについては2020年5月1日から本格実施している。

(2) 中台（兩岸）関係

2010年に発効した「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

2019年10月には、第12回兩岸専利フォーラムが北京で開催され、中台の産学官各界から多数が出席する中、AIや5G関連などの新興技術の特

許戦略、運用等を中心に意見交換が行われた。

(3) 近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

① 知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2020年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2021-2023）」に基づき、産業の研究開発力の促進及び知的財産管理の強化、知的財産権法制度の改善、有効な模倣品・海賊版の取り締り及び営業秘密保護の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

(4) TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、回路配置利用権及び営業秘密を所管する、經濟部

1 「専利」は、我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当

2 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場。

の外局である。

①特許出願の第三者意見書作業要点の制定(2020年9月1日施行)

専利法施行細則第39条に規定されている、発明専利出願に対する第三者による意見書提出(情報提供)制度について、意見書提出時期を「査定前」としつつ、提出者の個人情報の秘匿保持や、オンラインでの意見書提出等を可能とする「特許出願における第三者からの意見書作業要点」が制定された。

②意匠審査基準の改正(2020年11月1日施行)

近年のデジタル・新興技術の発展を踏まえ、意匠実体審査基準において、画像意匠の対象となる物品として、コンピュータプログラム製品等の非実体物の画像・GUIも含める等の改正が行われた。

③商標登録出願のファストトラック審査の試行運用(2020年5月1日開始)

電子出願の利用奨励と審査加速化を目的として、電子出願であって所定の条件を満たす商標出願については、方式審査事項が完備されているため、審査スケジュールを通常より前倒しするファストトラック審査が試行運用された。

7. ASEANにおける動向

我が国からの輸出額に占めるASEAN諸国の割合は、米国、中国に次いで大きく¹、ASEAN諸国は我が国にとって重要な貿易相手国となっている。また、有望事業展開先国としても注目され²、ASEAN諸国に現地法人を置く我が国の企業も増加しており³、ASEAN諸国において知的財産を適切に保護・活用できる環境を整備することが求められている。

本節では、ASEAN地域全体と各国の動向について、紹介する。

(1) ASEAN全体

①ASEAN全体と我が国との関係

JPOは、ASEAN知的財産協力作業部会(AW-GIPC)を通じ、ASEAN諸国との知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012年以降は毎年、ASEAN諸国の特許庁と日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN間の知的財産協力について議論を重ね、人材育成、審査業務管理や知財の商業化・普及啓発に関する協力、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力などの協力を行ってきた。2020年7月と9月にオンライン形式で開催された第10回日ASEAN特許庁長官会合では、先端技術

分野における特許審査基準の整備や特許出願における誤訳の問題に関する知見の共有等を行う場として日ASEAN特許専門家会合を立ち上げることなどに合意した。2020年10月には第1回日ASEAN特許専門家会合が開催され、JPOの審査ハンドブックに掲載されたAI関連発明の審査事例を活用した議論や、特許出願における誤訳の問題に関する認識の共有が行われた⁴。

また、JPOは、ASEAN各国の特許庁職員等を対象とした途上国向け知的財産研修や、専門家派遣等を通じた協力も実施している。ASEAN10カ国からの途上国向け知的財産研修における修了生の数は延べ約4,300名に上る(2021年3月時点)。

1 2019年は米国：約19.8%、中国：約19.1%、ASEAN：約15.1%、EU：約11.6%、韓国：約6.6%。

財務省貿易統計：https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time_latest.htm

2 2020年の調査では中期的(今後3年程度)有望事業展開先国・地域の上位10カ国中6カ国がASEAN諸国で占められている。

株式会社国際協力銀行「海外事業展開調査」：https://www.jbic.go.jp/ja/information/research.html

3 経済産業省「海外事業活動基本調査」：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012

4 https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/102701.html

1



2



3



4



②ASEAN全体の取組

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025」を採択した[3-1-10図]。また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC: ASEAN Patent Examination Co-operation)プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人がASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている¹。

(2) ASEAN各国と我が国との関係／ASEAN各国の取組

JPOとASEAN各国の特許庁は、特許分野の協力などを通じて協力関係を構築してきた。また、ASEAN各国においては、手続きのデジタル化、ハー

グ協定、マドリッド協定議定書など国際条約への加盟などの取組が進展している。

①インドネシア

JPOは、インドネシア知的財産総局(DGIP)との間で、2013年6月に特許審査ハイウェイ(PPH) 試行プログラムを開始し、2014年8月には、実体審査能力の強化やPPHの庁内運用支援を含む協力覚書に署名し、協力を行ってきた。また、独立行政法人国際協力機構(JICA) による「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」の一環として、2015年12月から2020年12月までJPO職員がJICA専門家としてインドネシアに駐在し、インドネシアの状況や需要に応じた協力を行ってきた。2021年度も、新たなJPO職員がJICA専門家としてインドネシアに駐在し、特許審査の品質向上等に向けた協力を行っている。

インドネシアでは、2020年11月に雇用創出関連オムニバス法が公布・施行され、特許法第20条における発明実施の態様として輸入やライセンス供与が追加される等の特許法・商標法の改正が行われた。また、DGIPとJPOは、2021年1月から、PPH試行プログラムにおいてPPH MOTTAINAIを利用可能とした²。

3-1-10図 【ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025の概要】

4つの観点で戦略目標を分類

知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備

具体的な取組み例)

- ✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大
- ✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成

複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備

具体的な取組み例)

- ✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発
- ✓ ASEAN知財ポータル運用体制の一元化と改善

ASEAN知財エコシステムの拡大

具体的な取組み例)

- ✓ ASEAN知財ネットワーク(知財、司法、税関及びその他の執行機関)の設立

資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化

具体的な取組み例)

- ✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

(資料) JPO作成

1 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。2021年3月までに804件の申請があったと公表されている。

<https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics>

2 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_indonesia_highway.html



②マレーシア

JPOは、マレーシア知的財産公社（MyIPO）との間で、2014年10月にPPH試行プログラムを開始し、さらに、2019年10月には特許審査基準の策定・改定に向けた知見の共有を含む協力覚書に署名するなど、協力関係を築いてきた。

また、2020年10月1日からJPOとMyIPO間のPPHは本格実施へ移行し、PPHの実施期間が無期限となった¹。さらに、MyIPOは、ハーグ協定への加盟に向けて意匠法の改正案を検討しており、今後の動向が注目される。

③フィリピン

JPOは、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）との間で、2012年3月にPPH試行プログラムを開始し、さらに、2015年5月には特許審査官の育成協力を含む協力覚書に署名するなど、協力を進めてきた。

また、2021年3月12日からJPOとIPOPHL間のPPHは本格実施へ移行し、PPHの実施期間が無期限となった。本格実施への移行と併せて、IPOPHLが作成した国際段階成果物（ISA見解書、IPEA見解書、IPER）を利用して日本にPCT-PPH申請を行うことも可能となった²。

IPOPHLの最近の取組の一つとして、出願・登録・出願状況の照会などを行えるモバイルアプリ「IPOPHL Mobiliz」の配信を2020年10月に開始したことが挙げられる。

④シンガポール

JPOは、シンガポール知的財産庁（IPOS）との間で、2009年7月よりPPH試行プログラムを実施しており、2014年8月には、審査官協議による実体審査能力の向上や、新規採用された特許審査官の育成支援を含む協力覚書を交わすなど、協力を進めてきた。

2020年8月、JPOはIPOS主催の知的財産セミナー（IP WEEK @SG）に参加するとともに、そ

の関連イベントとして「Avoiding Pitfalls in Startup Growth : An IP Perspective」をテーマとした特別セッションを開催した^{3,4}。

また、2020年5月に開催されたWIPO加盟国総会において当時IPOS長官であったダレン・タン氏が次期WIPO事務局長に任命され、2020年10月に就任した。

⑤タイ

JPOは、タイ知的財産局（DIP）との間で、2014年1月にPPH試行プログラムを開始し、2015年5月には、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を交わして協力関係を築いてきた。

DIPでは、特許出願の18か月公開制度の導入・特許審査請求可能期間を出願から3年以内とすること・意匠権保護期間を最大10年から15年に変更すること等を含む特許法改正（意匠パートを含む）が検討されており、2020年9月から10月にかけてパブリックコメントの募集が行われた。

⑥ベトナム

JPOは、ベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）との間で、2016年4月に特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始し、2018年2月には、協力覚書を改訂し、特許審査の迅速化・質の向上に向けた共同ワーキンググループを設立するなど、協力を進めてきた。当該ワーキンググループでは、特許審査におけるPPH運用、人材育成、品質管理の観点から議論が行われている。また、2021年4月からはJPO職員がJICA専門家としてベトナムに駐在し、特許審査の品質向上等に向けた協力を行っている。

IP Viet Namでは、特許の拡大先願規定の追加、部分意匠に関する規定の追加、商標の保護対象として音の商標の追加等を含む知的財産法改正が検討されており、2020年12月から2021年1月にかけてパブリックコメントの募集が行われた。

1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_malaysia_highway.html

2 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_philippine_highway.html

3 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202008/082801.html>

4 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202008/082602.html>

1



2



3



4



⑦その他の諸国の動向/取組

・ブルネイ、カンボジア、ラオス（審査結果の活用）

JPOは、ブルネイ知的財産庁（BruIPO）との間で、我が国の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）」を実施している。

また、カンボジア工業科学技術イノベーション省（MISTI）やラオス科学技術省（MOST）知的財産局（DIP）との間で、我が国の審査結果を活用して実質的に無審査で迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を実施している。

なお、MISTIは米国特許商標庁（USPTO）との

間でも特許に関するワークシェアリングの取組を開始予定であることが2020年11月に公表された¹。

・ミャンマー（知的財産庁の設立支援）

JPOは、2015年からJICA専門家として駐在員1名を派遣し、ミャンマーにおける知的財産庁設立、業務フロー確立、人材育成、知的財産の普及啓発支援を継続してきた。

2020年10月には、新たに設立されるミャンマー知的財産庁が、既存の登録法により登録済の標章、または、ミャンマー国内で実際に使用されている未登録標章に基づく商標出願の優先受付を開始し、知的財産庁として一部オープンした²。

8. インドにおける動向

近年、インドの急速な経済成長に伴い、我が国企業の進出が増加している。現在、我が国からインドへの特許出願は年間約4,800件にのぼり、インドにおける全特許出願に対して約1割を占めるなど、我が国とインドの経済的な結びつきが拡大しており、我が国からインドへのビジネス展開を、知的財産の側面から支援することが求められている。

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局（CGPDTM）の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

知的財産分野における両国間の協力を深化することを目的として、2015年6月に、日本国特許庁（JPO）とCGPDTMの上位官庁に当たるインド商工省産業・国内取引振興局（DPIIT）の前身であるインド商工省産業政策・振興局との間で産業財産分野における協力覚書を締結した。そして、JPOは、CGPDTMにおける特許審査官増員時に研修提供等の支援を実施するなど、インド当局の審査能力向上に資する協力を継続して行ってきた。また、我が国企業がインドにおいて特許を迅速に

取得できる環境を整備するため、JPOは2019年12月より世界に先駆けてインドとの間で特許審査ハイウェイ（PPH）³試行プログラムを開始している。

また、JPOとDPIITは、知的財産分野における両国の協力関係の継続及び強化を目的とした日印知的財産評価会合を2017年より開催している。2021年3月には、第4回日印知的財産評価会合⁴を実施し、2019年に署名したアクションプランに基づく協力事項の進捗を評価するとともに、今後の更なる協力関係の継続及び強化について共同声明を採択した。

1 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-and-cambodian-ip-office-announce-landmark-worksharing-agreement>

2 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/100101.html>

3 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

4 <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210316002/20210316002.html>



(2) 近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”構想を打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策¹では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決²等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。また、2020年10月には改正特許規則が施行され、実施報告書の提出に関する手続の簡素化が図られている。

一方で、2021年4月には、審判改革条例の公布によりインド知的財産審判委員会（IPAB）を含む5つの審判所が即時廃止される³など、審判制度に関しては不安定な状況が続いている。

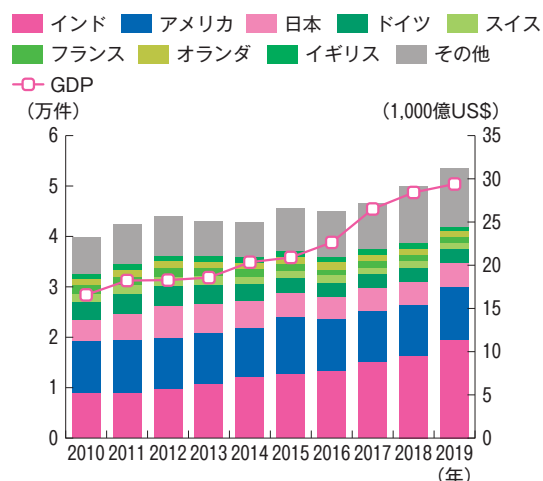
(3) インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長と共に特許出願件数が急速に増加した結果 [図]、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間（First Action期間）の長期化が課題となっていた。これに対し、

CGPDTMは、早期審査制度の導入や新人審査官の一括採用などの審査処理促進に向けた取組を行い、一時期4～5年と長期化していたFirst Action期間は現在10～26ヶ月まで短縮されている⁴。また、CGPDTMは、特許協力条約（PCT）で規定される国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として、国際出願の国際調査報告書・国際予備審査報告書の作成を行っており、報告書の品質管理の向上に注力している。

商標については、100名の商標契約審査官の採用等によりFirst Action期間を1ヶ月まで短縮する目標を達成するなど一定の成果をあげている。その一方で、異議申立件数が増大するなどの新たな課題が生じている。

3-1-11図 【インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(出典) 出願件数：WIPO統計、名目GDP：世界銀行

1 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512_201606jp.pdf

2 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/b144db8e9cdd07f3/rP_in_tradingtrial_report_201608.pdf

3 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/asia/2021/in/20210406.pdf

今後の国会審議において承認が得られなかった場合、審判改革条例の効力は失うこととなる模様。

4 <https://dipp.gov.in/whats-new/achievements-ministry-commerce-and-industry> (スライド16)



9. ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁（JPO）は、Rospatentとの間で、2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行、2010年3月から審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

JPOは2019年10月に開催された第23回Rospatent年次総会で品質に関する取組について講演を行い、2020年10月に開催された第24回Rospatent年次総会においてもオブザーバーとして参加した。さらに、2020年12月には、オンライン形式にて審査官協議を実施した。

(2) 近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関（WTO）加盟が承認され、2012年8月に正式なWTO加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部¹に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開

始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

また、2016年2月、Rospatentと欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

Rospatentが認定するロシアの科学・教育機関を利用して、発明及び実用新案の出願に対する予備的な情報検索及び予備的な特許性評価を行う手続を導入するための民法典第四部の改正法が、2020年7月31日に公布された²。これにより、出願人は、任意で予備的な情報検索サービスを利用することができるようになり、当該予備調査及び予備的な特許性評価の結果は、出願の実体審査を行う際にRospatentによって考慮されることとなる³。

さらに、2017年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟書を世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

そして、ユーラシア特許庁（EAPO）加盟地域の広域意匠制度である意匠保護におけるユーラシア特許条約の議定書について、2021年3月以降順次批准した各国での発効が予定されているところ、ロシアは、同年1月に批准書をWIPOに寄託している。

1 民法典第四部和訳： https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf

2 <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202007310022>

3 <https://rospatent.gov.ru/en/news/putin-podpisal-zakon-ob-autorsinge-31072020>



10. 中南米における動向

中南米諸国は、近年、急速に経済成長しており、6億人を超える人口を抱える巨大な消費市場かつ若い労働者が溢れる生産市場であることから我が国企業の進出が増加している。そのため、各国において我が国企業の知的財産が保護され、安定的に輸出・投資ができるビジネス環境の整備が求められている。

本節では、BRICSの一角であるブラジルを中心に中南米主要諸国と我が国との関係などについて紹介する。

(1) ブラジル

① 我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）とは、知的財産分野での両国の協力関係を強化する目的で、2010年4月に、産業財産分野における協力覚書を締結し、様々な協力を行ってきた。

2017年8月には、両庁の協力を更に拡大すべく、審査官交流や特許審査ハイウェイ（PPH）を含む実体審査における協力などを拡充した改定協力覚書を締結している。JPOは、この協力の枠組みの下、知財専門家のINPIへの派遣（2017年12月、2018年9月、同年12月）、INPI特許審査官向け技術研修のブラジルでの開催（2019年11月）などを実施した。また、JPOが提供する研修にブラジルからも研修生を迎え、これまで220人が修了している。

両国間のPPH試行プログラムは、2017年4月の開始当初には申請対象となる技術分野や申請件数等に制限が設けられていたが、2019年12月より技術分野の制限が撤廃され、2021年1月より一出願人当たりの申請件数が月1件から週1件に緩和されるなど¹、よりユーザーフレンドリーな改善がなされている。

さらに、我が国とブラジルの間の官民による情報交換、ビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進及び産業協力を目的とした日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、知的財産分野の協議が行われている。また、2020年12月に

INPIが設立50周年を迎えた際には、JPOから祝意を伝えると共にこれまでの両庁の知財分野における協力を紹介したビデオメッセージを送る²など、両庁間の関係深化に努めている。

② 近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

INPIは、2018年1月に審査の処理件数について具体的な数値目標を定めた年間行動計画を発表し、2019年7月時点で約16万件存在したバックログ（審査の順番待ちをしている特許出願）を2021年までに20%まで減少させることを目標に、各国特許庁とのPPHの拡大や、他国審査結果の活用などの取組みを行っている。これらの取組の結果、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間（First Action期間）は約3.6年（2020年時点）³となり、バックログは減少しつつある。

また、2020年に、知的財産の知識の普及を奨励し、統制された国家知的財産制度を実現することを目的とした国家知的財産戦略が策定される⁴など、知的財産制度の強化を促進する取組も進められている。

(2) その他の中南米主要諸国

① メキシコ

JPOはメキシコ産業財産庁との間で、1996年からJPOが実施する研修を提供するなど協力関係を深めてきた。2011年7月にはPPHの試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。

1 <https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210104003/20210104003.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202012/120801.html>

3 https://www.gov.br/inpi/pt-br/governanca/planejamento-estrategico/arquivos/documentos/09-11-2020_2052_3arevisao_pa2020_v-final_2-vexecutiva.pdf (9ページ)

4 <https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/cerimonia-marca-50-anos-do-inpi-e-lancamento-da-estrategia-nacional-de-propriedade-intelectual>



また、2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。2018年6月には、この協力覚書を改定し、PPHを含む実体審査における協力、両庁間の産業財産権情報データの交換等に関する協力事項を拡充している。

②アルゼンチン

JPOはアルゼンチン知財庁との間で、2015年からJPOが実施する研修を提供するなど協力関係を深めてきた。2015年10月には、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名しており、2017年4月よりPPHの試行を開始した。また、2016年より我が国とアルゼンチンとの間で、官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会を開催しており、その中で知的財産分野においても協議が行われている。

③コロンビア

JPOはコロンビア知財庁との間で、1999年からJPOが実施する研修を提供している。また、2014年8月には協力覚書に署名しており、同年9

月よりPPHの試行を開始している。

④チリ

JPOはチリ産業財産庁（INAPI）との間で、1996年からJPOが実施する研修の提供を開始し、2016年10月には、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進を主とした協力覚書の署名を行うなど、知的財産分野における協力関係を深めてきた。また、2020年10月には、長官会合を通じて両庁における重点的な取組等について認識を共有することで、両庁間の関係深化に努めている。

チリ国内における動向としては、2020年7月にグローバルPPHに参加した。また、マドリッド協定議定書への加盟に向けた取組も進められている¹。

⑤ペルー

JPOはペルー国家競争・知的財産保護庁（INDECOPI）との間で、1996年からJPOが実施する研修を提供するなど、協力関係を深めてきた。また、2017年11月よりPPHの試行を開始している。2020年10月には、長官会合を実施し特許審査及び商標審査に関する講義の開催依頼など両庁間の協力関係について議論した。

11. 中東諸国、アフリカにおける動向

中東諸国では、エネルギー産業に依存しない経済体制の構築に取り組む動きが顕著に見られる。

また、アフリカでは、2021年1月にアフリカ大陸自由貿易圏設立協定の運用が開始され、約13億人の共通市場が誕生しつつあり、世界の注目を集めている。

このような状況の中、我が国企業等の活動が円滑に実施できるよう知的財産が中東・アフリカにおいて迅速・円滑に確保され適切に保護される環境整備が求められている。

本節では、我が国との関係に加え、中東、アフリカ各国・地域における近年の知的財産政策の動向及び各国特許庁の各種取組について紹介する。

¹ <https://www.inapi.cl/sala-de-prensa/detalle-noticia/comision-de-relaciones-exteriores-del-senado-aprueba-por-unanimidad-protocolo-de-madrid-relativo-al-registro-de-marcas>



(1) 我が国と中東との関係／中東各国の取組

JPOは、中東各国の知的財産環境の整備のため、中東各国が抱える課題に応じた協力として、途上国向け知的財産研修の提供や中東各国への審査官派遣を行うことを通じて、中東各国の知的財産制度を担う人材の育成等を支援し、協力関係を深めてきた。

①湾岸協力理事会（GCC¹）

2021年1月に開催された第41回湾岸協力会議首脳会議において、新規特許出願の受付を停止したことを発表した。今後、GCC各国で特許権が必要な場合には、各国への直接出願またはPCT経由による特許権取得が必要となる見込みである。

②サウジアラビア

我が国とサウジアラビアは、戦略的パートナーシップの新たな羅針盤として2017年に「日・サウジ・ビジョン 2030」を策定し、知的財産を含め幅広い分野で多くの協力事業が進展してきた。

2019年10月、サウジアラビア関係閣僚の参加を得て開催された第4回日・サウジ・ビジョン2030閣僚会合において、幅広い分野での協力プロジェクトの進展や知的財産分野に関する協力を含む具体的なアクションが、「日・サウジ・ビジョン2030 2.0改訂版²」として取りまとめられた。

この機会に署名された知的財産分野に関する協力覚書に基づき、2020年1月から特許審査ハイウェイ試行プログラムが開始され、また、2020年11月には、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）の特許審査官を対象に、国際研修指導教官による研修をオンライン形式で実施した。

(2) 我が国とアフリカとの関係／アフリカ各国・機関の取組

特許庁は、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）³、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関（OAPI）⁴という二つの広域特許庁及びアフリカ各国との協力を進めており、各国の知的財産制度を担う人材を育成するため、途上国向け知的財産研修の提供やFunds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global）を通じた協力を行っている（第3部第2章3.途上国等に対する取組を参照）。

①ARIPO及びOAPI加盟国全体

2020年2月、スタートアップにおける知財の重要性の認識共有や、スタートアップ及び中小企業支援施策立案への寄与を目的とし、アフリカの政府機関及びスタートアップを招き、「アフリカスタートアップ知財支援セミナー」をWIPO及び日本貿易振興機構（JETRO）と共に開催し、スタートアップ支援事例を含む知財活用ベストプラクティスを紹介した。また、アフリカでの事業展開を目指す日本企業とアフリカのスタートアップとのマッチングを目的として、ビジネスセミナーと個別商談会を併せて開催した。



【セミナー参加者との写真】

1 正式名称は、「Cooperation Council for the Arab States of the Gulf」。「Gulf Cooperation Council（GCC）」という略称が用いられることが多い。湾岸諸国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）において、1998年より広域特許庁としての湾岸協力理事会（GCC）特許庁が設けられ、加盟国全てで有効なGCC特許法を制定している。一方、商標についても、GCC商標法を制定しているが、同法はサウジアラビア、バーレーン、オマーン、クウェートにおいてのみ施行されている。

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191024005/20191024005.html>

3 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）：加盟国（20か国）は、ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

4 アフリカ知的財産機関（OAPI）：加盟国（17か国）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ。



②ARIPO

2020年11月、ジンバブエの首都ハラレにて開催されたARIPO第44回執行評議会¹のオープニングセッションで、糟谷長官によるビデオメッセージを発信し、ARIPO及び加盟国との緊密な協力関係を維持、発展させ、アフリカ全体の自律的かつ持続的な成長に必要な協力を進めることを表明した。



【ARIPO執行評議会へのビデオメッセージ】

③OAPI

2020年12月、トーゴの首都ロメにて開催されたOAPI第60回執行評議会のオープニングセッションで、糟谷長官によるビデオメッセージを発信し、OAPI及び加盟国との緊密な協力関係を維持、発展させ、アフリカ全体の自律的かつ持続的な成長に必要な協力を進めることを表明した。

④モロッコ

2021年2月、モロッコ工商業所有権庁(OMPIC)の特許審査官を対象に、国際研修指導教官による研修をオンライン形式で実施した。さらに、2021年4月から特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始した。



【イントロダクションの様子】

¹ 加盟20カ国の知財担当大臣、知財庁長官級が一堂に会し、ARIPOの活動方針・計画について議論を行う会議であり、年に一度開催。

第2章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、我が国企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において制度・運用等の調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対しては、知財専門家の派遣や研修の提供などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、グローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁 (IP5) 会合

① 概要

2018年の世界の特許出願件数約333万件のうち、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO)、中国国家知識産権局 (CNIPA)、韓国特許庁 (KIPO) の五庁への出願は約284万件と約85%を占めている。五庁¹は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催し、特許分野における制度運用調和・審査結果の相互利用・審査の質の向上・特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等で検討を継続的に行っている。

2020年7月に開催された第13回五庁長官会合²は、コロナ渦での初のテレビ会議形式での実施となり、COVID-19への対応について意見交換するとともに、今後五庁で取り組む新技術・AI分野における協力範囲等に合意した。



第13回五庁長官会合

1 五庁ウェブサイト：<https://www.fiveipooffices.org/index>

2 ニュースリリース：<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722005/20200722005.html>



②主要プロジェクト概要

a. 作業部会1：分類調和

検索に有用な国際特許分類（IPC）を策定するため、五庁が協力して、IPC改正に関する取組を実施している。現在、(i) 各庁の詳細な内部分類をIPC化する活動（Activity i）、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創りIPC化する活動（Activity ii）からなる、GCI（Global Classification Initiative）の枠組みで進められており、その取組は着実に実施されている。2020年度は、新たに9の分類改正プロジェクトが世界知的所有権機関（WIPO）のIPCリビジョン作業部会での検討段階に進んだ。

第四次産業革命関連の分類については、五庁内で、AI、スマートグリッド、データマイニング・パターン認識等の分類改正プロジェクトの検討が進められている。

b. 作業部会2：情報技術関連

(i) グローバル・ドシエ¹

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、JPOは、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。また、ITを活用したグローバル・ドシエの新たなサービスの実現を目指し、五庁は優先五項目に取り組んでいる。加えて、JPOは、ユーザーニーズを踏まえたグローバル・ドシエのサービス改善項目をリスト化し、各庁での取組の進捗を取りまとめ、ユーザーへ提供している。

2021年2～3月に開催された本作業部会の会合では、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、優先五項目の見直しを含めた今後の進め方

について議論がなされた。特に、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムについて中間報告を行い、五庁から高い関心が示された。また、グローバル・ドシエのサービス改善項目について、達成済の項目をクローズし、未達成の項目について引き続き取り組むことに合意した。

c. 作業部会3：審査関連

(i) 五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案し、2019年6月に開催された五庁長官会合では、統計情報を公開する際に必要となる統一的な指標の定義について一定の合意がなされた。2020年12月に開催された本作業部会では、定義の最終的な合意及び統計情報の公開に向け、議論が進められた。

(ii) PCT協働調査試行プログラムグループ会合

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、複数の特許庁が協働して、一つの国際調査報告を作成する取組であり、試行プログラムへの参加申請の受付が2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間行われた。

2020年11月に開催された本会合においては、これまでの運用状況が共有されると共に、試行プログラムの評価期間を1年間延長し、2022年6月までとすることに合意した。

¹ 第2部第6章2. (2) グローバル・ドシエ参照

d. 特許制度調和専門家パネル (PHEP)

2019年6月に開催された五庁長官会合において、(i) 記載要件、(ii) 出願人による先行技術の開示義務、(iii) 発明の単一性の三項目のプロジェクトの完了に合意がなされて以降、特許制度調和に関して検討すべきトピックについてユーザーから要望を集め、選定を進めている。2020年12月、2021年3月に開催された同パネルでは、候補トピックとして「グローバルな権利移転」及び「図面の様式」について、最終決定に向け議論を行った。

e. NET/AIタスクフォース

2019年の第12回五庁長官会合において、NET (New Emerging Technologies；新技術) 及びAIに関連した協力について議論するNET/AIタスクフォースの設立に合意がなされた。2020年1月の第1回タスクフォース¹での議論を経て、2020年7月に開催された第13回五庁長官会合において、NET及びAIにおける五庁の審査実務の比較研究や審査事例集の作成等といった法的面及び各庁業務へのこれら技術の適用状況等に関する情報交換や共通する課題のベストプラクティスの特定等といったITシステム面での協力についてNET/AIタスクフォースで検討を進めること、並びに、今後その作業ロードマップを作成していくことに合意した。2021年3月に開催された第2回タスクフォース会合²では、作業ロードマップ策定に向け、各庁から提示されたプロジェクト候補の評価を行うと共に、ITシステム面についてNET/AIの知財庁業務への利用、適用に関する五庁間協力のメリットを探り、また、法的面についてAI関連発明の審査実務に関するガイダンスを提供することがユーザーにとって有益であるとの認識で一致した。

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会 (JIPA)、米国知的財産権法協会 (AIPLA)、米国知的財産権者協会 (IPO)、ビジネスヨーロッパ (BusinessEurope)、韓国知的財産権協会 (KINPA)、中国專利保護協

会 (PPAC) の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2020年度は、コロナ禍の影響を受けハイレベルでの会合は中止となったものの、実務者レベルではテレビ会議形式で会合を開催し、特許分野の制度運用やグローバル・ドシエのサービス改善に関して意見交換を行った。

(2) 意匠五庁 (ID5) 会合

①概要

意匠五庁 (ID5) 会合は、世界の8割以上の意匠登録出願を扱うJPO、USPTO、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)、CNIPA、KIPOの主要五庁が、意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設 (於、米国・アレキサンドリア) した枠組みである。USPTOのホストにより開催された第6回ID5年次会合 (2020年10月、オンライン) では、意匠保護に関する国際協力の強化と将来的な制度運用の国際調和、ユーザーの利便性の向上にもつながり得る、以下の成果を得た。

- ・「優先権書類の電子的交換に関する研究」プロジェクトの成果として、2020年9月にEUIPOがWIPOのDAS (デジタル・アクセス・サービス) に参加したことにより、ID5全庁で意匠分野における優先権書類の電子的交換が実現。これにより優先権書類の提出に関するユーザーの利便性が向上した。
- ・「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」プロジェクトでは、「インターネット情報の証拠性に関するID5推奨実務」(2021年度完成予定) の作成に向けた作業を開始することについて五庁間で合意。
- ・意匠制度の国際的な協調や利便性の向上に資する、5つの新たな協力プロジェクトを採択。(協力プロジェクトについては②参照。)

¹ <https://www.fiveipooffices.org/news/20200117>

² <https://www.fiveipooffices.org/news/20210312>



- ・COVID-19によるパンデミックの影響を受けた世界中のユーザーを支援するため、ID5及び商標五庁（TM5）を構成する五庁が、COVID-19に対応した協力目標を掲げる「共同声明¹」を公表。

②ID5協力プロジェクト

ID5は、プロジェクト形式による相互協力の取組を行っており、この協力プロジェクトを通じて得られた成果を、ID5公式ウェブサイト²で発信している。

第6回会合では、以下の5つの新たな協力プロジェクトを採択した。既存のプロジェクトの詳細については、特許庁ウェブサイト「ID5協力プロジェクトの概要³」のページを参照されたい。

a. 新技術に関する情報交換

各庁の業務におけるAIやブロックチェーン等の新技術の利用についての情報共有及びGUI等の新技術の意匠の審査経験の交換を目的とするプロジェクト。

b. 意匠の公表の延期に関する研究

五庁における意匠の公表の延期に関する法令及び審査基準等に基づく実務運用の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

c. ジョイント・コミュニケーション・アクション

五庁間及びユーザーとの間のコミュニケーションを強化することを目的として、各庁がコミュニケーションに関する情報交換や行動を行うプロジェクト。

d. ID5の5年間のレビュー

五庁において、過去5年の間に行った法改正や運用の変更などを調査し、各庁が、ユーザーからのニーズに応じてきた分野・国際的な課題について集約し、明確にすることを目的としたプロジェクト。



第6回ID5年次会合

e. 意匠の保護期間に関する研究

五庁における意匠の保護期間に関する法令及び更新期間等の運用の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

(3)商標五庁（TM5）会合

①概要

「TM5」は、JPO、CNIPA、EUIPO、KIPO、USPTOの商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として2011年12月に創設された枠組みである。

2020年10月にオンライン形式で開催された第9回TM5年次会合では、JPOがリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計15の協力プロジェクトについて議論が行われた。「悪意の商標プロジェクト」では、「悪意の商標出願の制度運用等報告書」の更新版及び啓発用に各庁が作成したマンガを、完成次第TM5ウェブサイトにおいて公表することについて、また、「イメージサーチプロジェクト」では、今後の情報交換のテーマを、審査システムにおける最新技術の活用、テレワークなどに設定することについて合意するなどの成果が得られた（②日本リードのプロジェクトの概要を参照）。また、会合3日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションをオンライン形式で開催した。ホストであるUSPTOから本年次会合についての概要報告を

1 COVID-19への対応：意匠五庁（ID5）商標五庁（TM5）共同メッセージ：http://id-five.org/wp-content/uploads/2020/11/TM5-ID5jointCOVIDmessageFINAL.pdf

2 ID5公式ウェブサイト：http://id-five.org/?ckattempt=1

3 ID5協力プロジェクトの概要：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/document/index/project-overview.pdf



行った後、各庁から最新の統計・施策状況について報告を行い、その後約150名のユーザー代表者と意見交換を行った。

②日本リードのプロジェクトの概要

a. 悪意の商標プロジェクト

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

今次会合では、2014年12月に作成した「悪意の商標出願の制度運用等報告書」について各庁の最新の内容を反映した更新版及び悪意の商標出願の啓発用に各庁が作成した“マンガ”を、完成次第TM5ウェブサイト¹において公表することに合意した。また、2021年以降の活動として、悪意の商標出願が世界的な問題となっていることを踏まえ、TM5以外の知財庁をこのプロジェクトに参加させ、「悪意の商標出願に関するセミナー」の開催など各種取組への関与を働きかけることなどについても合意した。

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクトであるが、本プロジェクトの対象は、イメージサーチのみならず、商標の効率化につながる、あらゆる商標審査のITシステムにまで拡大されている。今次会合では、今後の情報交換のテーマを、審査システムにおける最新技術の活用、テレワークなどに設定することについて合意した。

c. ユーザー参画プロジェクト (EUIPOとの共同)

2015年12月の第4回TM5年次会合で、JPOとEUIPOが共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信

のためのワークショップを開催することを目的としている。

これまで国際商標協会 (INTA)²との共催で4回のジョイントワークショップを開催し、次回INTA総会で「出願時における各庁の拒絶理由の回避方法」をテーマに第5回目を開催する予定。



第9回TM5年次会合

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行う枠組みであり、2012年から毎年開催している。JPOとASEAN諸国の知的財産庁との間で締結された協力覚書に基づき、年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行っている。

2020年は、7月と9月にオンライン形式で第10回日ASEAN特許庁長官会合が開催された。7月に開催された会合では、先端技術分野における特許審査基準の整備や特許出願における誤認の問題に

¹ TM5公式ウェブサイト：http://tmfive.org/

² 国際商標協会 (INTA)：190カ国の政府機関、教育機関、企業など6700以上の会員からなる団体。



関する知見の共有等を行う場として日ASEAN特許専門家会合を立ち上げること含む日ASEAN知的財産アクションプランに合意した¹。9月に開催された会合では、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）から、ASEAN各国のAI関連発明の特許審査運用に関する調査の中間報告がなされた²。この調査は、JPOの審査ハンドブックに掲載されたAI関連発明の事例を、ASEAN各国の法規等に沿って判断するとどのような審査結果となるのか分析するというもの。

日ASEAN特許庁長官会合での合意に基づき早速2020年10月には第1回日ASEAN特許専門家会合が開催された³。当該会合では、前述したERIAによる調査の中間報告が活用され、各国の審査実務を踏まえた活発な議論が行われた。また、特許出願における誤訳の問題についての認識の共有も行われた。引き続き2021年度以降も本会合を開催し、実務者レベルでの議論を重ねる予定である。



7月の日ASEAN特許庁長官会合



9月の日ASEAN特許庁長官会合

1 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2020.html>
 2 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean202009.html>
 3 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/102701.html>



また、2020年11月の日ASEAN首脳会議では、日ASEAN特許庁長官会合を通じたさらなる協力を行うことを促す議長声明が採択された。

(5) 日中韓協力

① 日中韓特許庁長官会合

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2020年12月にオンライン形式で開催された第20回日中韓特許庁長官会合では、意匠、商標、審判、人材育成分野等、多方面にわたる協力について議論を行った。また、2021年度の日中韓特許庁長官会合・シンポジウムは中国がホスト国となることに合意した。



【第20回日中韓特許庁長官会合】

② 日中韓特許庁シンポジウム

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年より日中韓特許庁シンポジウムを毎年開催している。

2020年12月には、オンライン形式にて第8回シンポジウムを開催し、「日中韓における知識財産法令の最新動向」をテーマに、各庁担当者による講演が行われた。

③ 各プロジェクトの概要

第20回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓審判専門家会合（JEGTA¹）

2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013年8月に第1回会合を東京で開催した。2020年11月に第7回会合をオンライン形式で開催し、各庁の最新状況に関する情報交換のほか、口頭審理の比較研究等について意見交換を行った。

b. 日中韓人材協力会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2020年9月には、第11回会合がオンライン形式で開催され、新型コロナウイルスに対する対応やオンラインを活用した今後の協力の拡大について議論した。

c. 日中韓商標専門家会合・シンポジウム

第18回日中韓特許庁長官会合における、商標分野での協力の合意を受け、2019年3月、中国・北京において第1回日中韓商標専門家会合及び第1回日中韓商標シンポジウムを開催した。

2020年11月には、第2回日中韓商標専門家会合がオンライン形式で開催され、各庁の新型コロナウイルスの影響を含む統計情報・施策情報を共有したほか、出願人の商品・役務の類否判断の予見可能性を高めるため、日中韓で初めて作成した「類似群コード対応表」の公表に合意した。

(6) その他

日米欧の三極特許庁会合については、1980年代初頭に、特許出願件数の急激な増加に伴う問題を解決するために、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の三極

特許庁間で創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、定期的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェアリング、PCT等、幅広い分野について議論を行ってきたが、2019年の三極特許庁長官会合において、実務的な議論を行う五庁（IP5）会合に対して、三極特許庁会合は政策的な議論を行う場として位置付けられることとなった。そうした位置付けの変更はあったものの、2020年も引き続き同会合は開催され、三極特許庁間では、継続的な協力がなされている。

また、2020年11月には、三極特許庁長官会合に先立って、日米欧の三極ユーザー団体（IT3：Industry Trilateral）である、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BusinessEurope）と、三極特許庁長官との間の会合として、2018年3月以来の開催となる、三極特許庁長官・ユーザー会合がオンライン開催された。続いて、2020年12月にオンライン開催された三極特許庁長官会合では、三極特許庁長官・ユーザー会合でのIT3からのフィードバックを踏まえた議論が行われた。この三極特許庁長官会合での合意を経て、2021年4月には、三極特許庁間の協力における新たなビジョン、及び協力の目的が策定・公表された²。

日欧協力に関して、JPOとEPOは、第4次産業革命を推進する新技術の中核を成すソフトウェア関連発明について、その特有の審査実務に関する類似点と相違点とを明示するべく比較研究を行い、2019年3月にその報告書を発表した³。

また、従前からの協力関係をより強化するべく、両庁は2019年9月に協力覚書を締結した。さらに、JPOはフランス産業財産庁（INPI）との間でも、2020年3月に協力覚書を締結し、特許分野での協力を一層進展させることに合意した。それを受け、JPOとINPI間では、2020年9月にオンラインにて初の審査官協議を実施し、2021年1月からは特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始している⁴。なお、

¹ JEGTA: Joint Experts Group for Trial and Appeal

² https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeioi/newvision_20210401.html

³ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201127002/20201127002.html>



INPI がPPHを実施するのは、今回のJPOとの試行が初めてである。加えて、INPIは、1990年代以降、世界の各地域を拠点として約100か国をカバーする、知的財産問題を担当する10人の地域アドバイザーからなる国際的なネットワークを構築し、優先

すべきと考えられる国々の公的機関や企業の意識を高めてきたが、2021年に同ネットワークを再構築し、JPOとINPI間の協力をさらに強化・促進するべく、韓国にあった拠点の一つを日本へと移転している¹。

¹ <https://www.inpi.fr/fr/internationales/nouvelle-strategie-d-implantation-du-reseau-international-de-l-inpi-en-2021>



コロナ禍における海外知財庁との連携

バーチャル形式での国際連携

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各国との国際連携の形は激変した。物理的な出張による海外での会合等への参加、そして海外庁等からの来訪者を迎えての直接の意見交換、それらは国際連携を進める上での基本的な構成要素であったが、新型コロナウイルスにより物理的移動が制限され、全てはテレビ会議形式等を通じたオンライン形式へと置き換わった¹。従前も、メールや電話会議などを通じて他庁との間で事前連絡等を行うことはあったが、それらのみで海外庁とのやりとりが完結することはなかった。このような従前の状況に比してこの一年での環境変化を考えると、まさに隔世の感すらある。この状況の変化については、各国とのハイレベルバイ会談をまとめた特許庁ホームページを比較するとさらに分かりやすい。例えば、従前は毎年秋頃に開催されるWIPO加盟国総会への参加に合わせて各庁とのバイ会合を実施し、国際協力の議論を進めることが多かったが²、本年度は全てがオンライン形式での開催となり、また、実施時期も総会に合わせる必要はなく適宜分散して実施した³。ここに掲載されない各種会合も、ハイレベルから実務レベルの事前調整まで全ての会合を合わせれば、オンライン形式での海外庁との会合開催はこの1年で優に100件を上回った。

複数庁との間で実施するマルチの国際会合についても同様であり、オンライン形式への変化に加え、その事前準備を円滑にするための電子フォーラム等の活用も積極的に進められた。特に、物理的に同じ場で直接会うことができる従前の会合とは異なり、オンライン形式での議論は時差による時間的制約等を考慮する必要がある、会合の効率性が求められていたためである。これに関して、例えば2020年7月に開催された五庁（IP5）長官

会合では、実務レベルを含む各種会合をオンライン形式で効果的・効率的に進めるためのガイドラインに合意し⁴、当該ガイドラインに沿って、その後の各種作業部会では議論の効率化が図られている。

一方、今後も全てがオンライン形式で事足りるかということ、そうではない。この一年で、数多くのオンライン会議の実施などを通じて確かに会合の効率性や内容の充実化が図られてきた。しかしながら、議場外でのやりとり等を含め、互いの信頼感を醸成し深い議論を行う国際的關係性を構築していくには物理会合に利がある、と、各庁とも異口同音に述べる。新型コロナウイルス感染症が終息した後は、オンライン形式及び物理形式それぞれの利点を組み合わせた形で、さらに効果的かつ効率的に、国際連携を強化していくこととなる。

海外知財庁との共同声明

会合形式が一変したという点もさることながら、本年度は、コロナ禍においてこれまでも増して世界中でイノベーションの重要性が強調された一年でもあった。前段で述べた各国との会合形式の変化にも見られるように、今回のコロナ禍においても、オンラインを通じて多くの経済活動が実行可能であった。これは、過去のパンデミックの状況とは異なり、イノベーションにより発展した生活基盤によって実現できたことである。そして、新型コロナウイルス感染症に対抗する上でも、例えば医療技術におけるイノベーションが強力な武器となることは疑いの余地がなく、知財制度を通じてこれらのイノベーションを支え促進していくことが、より一層重要となっている。

そのため、イノベーションを奨励・保護する知財担当官庁として、日本国特許庁と各国知財庁と

1 他、特許庁が実施する海外知財庁等向けの研修も2020年度は全てオンラインで開催した。詳細は第2章3.開発途上国等に対する取組、4. 国際研修指導教官についてを参照。

2 例えば2019年の第59回WIPO加盟国総会の状況については以下のリンクを参照。https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201910/100701.html

3 https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202009/090801.html

4 https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722005/20200722005.html

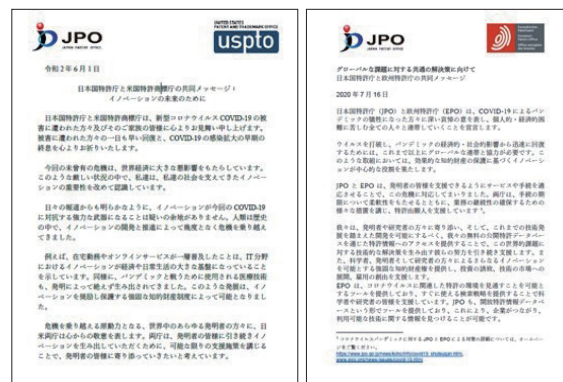


は、テレビ会議などを通じて連携しつつ、イノベーションを生み出す発明者等の制度ユーザーの方々に向け、共同してメッセージを届けることとした。その結果として、以下のように、USPTOとの連携を皮切りに様々な場面で、イノベーションの促進を支援し、そのために国際的な協調をさらに進めていく旨の決意を表明した。これと呼応するように、意匠・商標の五庁会合においても、課題に直面する世界中の知財制度ユーザーを支援していくことが確認され、これらを通じて、異なる知財庁であっても、「イノベーションを支援していく」という思いは同じであるという点が改めて確認された。

- ・2020年6月にUSPTOとの間で、新型コロナウイルスに対抗する強力な武器であるイノベーションの促進を支援していくとの共同メッセージを公表¹。
- ・2020年7月にEPOとの間で、コロナ禍におけるグローバルな課題に対する共通の解決策に向けた共同メッセージを公表²。
- ・2020年7月に開催された第13回五庁（IP5）長官会合後、五庁間での連携を強化する旨の五庁共同声明³を公表。
- ・2020年10月にG20のサイドイベントとして開催されたGlobal IP Challenges Forum（IP20+）⁴において、各知財庁間での協力促進等に関する共同声明を採択⁵。
- ・2020年11月に意匠五庁（ID5）商標五庁（TM5）で、コロナ禍への対応に関する共同メッセージを公表⁶。

なお、ASEAN地域との間では、2020年11月に開催された第23回日ASEAN首脳会議において、COVID-19に対抗するために利用可能なイノベーションを促進する上で知的財産を尊重する必要があることを認識する旨の議長声明を採択している⁷。

また、インド商工省産業国内取引促進局との間では、2021年3月に開催された第4回日印知的財産評価会合において、COVID-19による未曾有の危機の中で、社会を支えるイノベーションが重要であることと、イノベーションを促進することが知的財産制度の本質であることを再確認する旨の共同声明を採択している⁸。



USPTOとの
共同メッセージ

EPOとの
共同メッセージ

各知財庁における救済措置

各知財庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた制度ユーザーに対して、発明者・出願人の手続上の不都合を極力減らすべく救済措置を整備している。一方で、海外に出願しようとしている制度ユーザーにとって、コロナ禍において、出願先の庁の稼働状況やどのような救済措置が適用可能なのかを一覧性を持って知ることができれば有益である。このため、WIPOは加盟国における状況をとりまとめCOVID-19 IP Policy Tracker⁹として提供しており、日本国特許庁もこれに連携し、最新状況を掲載するようにしている。加えて、五庁（IP5）ウェブサイトにおいても、コロナ禍での各庁の救済措置へのリンクを共有することで、情報共有・発信に努めている¹⁰。

新型コロナウイルス感染症の世界的な終息時期

1 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/us/20200601-jointmessage.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/20200716-jointmessage.html>

3 https://www.fiveipoffices.org/wcm/connect/fiveipoffices/f05f03ef-59bc-4eb2-99c1-71874bc278fe/2020+IP5+joint+statement_07212020.pdf?MOD=AJPERES&CVID=

4 <https://www.ip20.org/>

5 <https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201027003/20201027003.html>

6 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/201116_covid19.html

7 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/page1_000894.html

8 <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210316002/20210316002.html>

9 <https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/ipo-operations>

10 https://www.fiveipoffices.org/resources/covid19_response



は未だ見通せず、世界各国における経済への悪影響が長期間続くことが懸念されるため、今後も備えていくことが重要である。コロナ禍に対抗し経済を支えるイノベーションを生み出す支援ができるよう、今後も知財制度という観点から国際連携に取り組んでまいりたい。

2. 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）のTRIPS理事会¹において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

（1）世界知的所有権機関（WIPO）

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である²。加盟国数は、我が国を含め193であり³、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPOの予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の9割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約4分の3を占める。



WIPO本部（スイス・ジュネーブ）



【糟谷長官の一般演説】

①WIPO加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPO全体の予算の策定、事務局長の任命、PCTやマドリッド協定議定書の規則改正の承認等、WIPO全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第60回加盟国総会（臨時）は2020年5月に、第61回加盟国総会は同年9月に開催された。

第60回加盟国総会は、次期事務局長（DG）を任命するために臨時で書面手続きにより実施された。2020年3月のWIPO調整委員会において次期DG候補に指名されたダレン・タン氏（当時シンガポール知財庁長官）を次期DGに任命した。同氏は2008年よりDGを務めたフランシス・ガリ氏の後任として、2020年10月1日から6年間DGを務める。

第61回加盟国総会は、ジュネーブの会議場での物理参加とオンライン参加の組み合わせによるハイブリッド形式で開催され、我が国代表団は物理とオンラインの双方で出席した。会合初日、我が国を代表して糟谷長官がビデオ映像により一般演説を行い、2020年9月に退任するガリDGのこれまでの貢献への感謝や、タン次期DGが就任演説で述べた「グローバルIPエコシステム」の実現への期待を述べつつ、新型コロナウイルスへの対応を含めたグローバル課題への貢献、新技術に対応した制度整備、ユーザーの利便性の更なる向上、人材育成やITシステムの整備を含む知的財産インフラの強化について、WIPOが国際社会に貢献することへの期待を表明した。本総会では、新型コロナウイルスの影響に対する対応、監査・監督に

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

2 1970年に設立され、1974年に国連の14番目の専門機関となった。

3 2021年4月現在

関する事項やWIPO計画予算委員会の報告、今次総会で議論が見送られた議題を扱う臨時総会の招集等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。

さらに、本総会では、新型コロナウイルスの影響による次期事務局次長（DDG）・事務局長補（ADG）の選定手続の遅延のため、9月末で任期が切れる現職DDG・ADGを12月末まで再任命する提案が承認された。そして、同年12月に開催された第79回調整委員会は、4名のDDG候補と夏目健一郎氏を含む4名のADG候補について審議を行い、DDGを承認するとともに、ADGに好意的な助言を行うことを全会一致で決定した。新たなDDG・ADGは2021年1月1日に就任している（任期は2026年9月まで）¹。なお、新型コロナウイルスの影響により、WIPO加盟国総会をはじめとする多くのWIPO関連会合は、ハイブリッド形式で開催されている。

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、153の締約国（2021年3月現在）全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォームが議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT作業部会、PCT国際機関会合（PCT-MIA）、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

(i) PCT作業部会及びPCT技術協力委員会

PCT作業部会は、PCTに関する広範な議題を検討し、PCT同盟総会に向けて締約国間で協議を行う場と位置づけられている。PCT技術協力委員会は、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関

（IPEA）の任命にあたり、PCT同盟総会に助言を与える委員会である。

2020年10月の第13回PCT作業部会及び第31回PCT技術協力委員会では、緊急事態における手続の救済措置の強化に関する議論とともに、2022年1月に予定されている特許出願における塩基及びアミノ酸配列の配列表表記に関するWIPO標準ST.26への移行に関連し、当該移行に伴うPCT規則改正案が提示され、作業部会は次回PCT同盟総会への提案を承認した。

また、技術協力委員会では、ユーラシア特許庁からのISA及びIPEAへの任命申請について、同特許庁が提出した報告書に基づき議論が行われ、多くの締約国から賛同が得られた。これを受けて、次回PCT同盟総会に対してユーラシア特許庁をISA及びIPEAとして任命するよう助言することが合意された。

(ii) PCT-MIA

PCT-MIAは、国際機関（ISA・IPEA）として任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。2021年3月の第28回会合では、PCT国際出願に基づき優先権を主張する際の優先権書類発行手続の効率化、緊急事態における手続の救済措置の強化について議論が行われるとともに、PCT最小限資料の見直しやWIPO標準ST.26への移行に関する現状報告が行われた。また、品質に関する事項を効率的に議論するために設置されている品質サブグループ会合において、各庁の品質管理体制等に関する報告やその報告に関する議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会（SCP）

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。

2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、(i)

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/wipo2020-12.html>



特許権の例外と制限、(ii) 特許の質（異議制度を含む）、(iii) 特許と健康、(iv) 依頼者と代理人の間の秘匿、(v) 技術移転の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

第32回会合¹（2020年12月）では、これら5項目に関し意見交換がなされ、我が国からは、(ii) 及び (v) の項目に関する議論において、それぞれ、AI関連発明の出願状況や、その審査に関する取組、及びWIPO GREENへの貢献を含む、技術移転に関する国内外の取組について、プレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第33回会合以降で上記5項目について引き続き議論を行うことに合意した。

③意匠

a. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定には2021年3月現在、我が国を含む65の締約国が加盟している。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、意匠の国際登録に関するハーグ協定の共通規則改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。

2020年12月の第9回作業部会では、国際登録された意匠の秘匿期間をより長期としたいユーザーニーズを踏まえ、国際登録日から6月とされている国際公表までの標準期間を12月とするともに、出願後に即時公表を希望する場合はその旨請求可能であることを明確化する規則改正提案が議論された。本提案は我が国や我が国ユーザーからの強い支持もあり、2022年1月1日を発効日として次のハーグ同盟総会に諮ることが合意された。また、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、天災など不可抗力により期間を遵守できなかった国際事務局に対する手続の救済に関する規則改正提案について多くの締約国から賛同が得られ、ハーグ同盟総会で採択されてから2月後を発効日

として次のハーグ同盟総会に諮ることが合意された。また、ハーグ制度の手続言語を追加する提案については次回作業部会で議論を行うこととなった。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT)

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが意匠、商標及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、現在、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI) 等の新しい意匠の保護に関する議論が行われており、第43回会合（2020年11月）では、第42回会合（2019年）において我が国と米国が共同して提案した、GUIの意匠保護に関する共同勧告の修正案について議論した。また、優先権書類の電子的交換 (DAS) に関する各国の最新状況の情報共有や、パリ条約第11条に基づき特定の国際博覧会において意匠に与えられる仮保護に関する各国調査についての議論が行われている。

なお、SCTでは、第24回会合（2010年）以降、DLTの検討が行われ、各国専門家による議論を経て、調和の対象となる実質的な手続内容については、既に一定の方向性が打ち出されているものの、

(i) 途上国の条約履行を促進するための技術支援に関する規定、及び (ii) 伝統的文化表現等の出所開示に関する規定の位置付けについて、南北間の懸隔が残っている状況にある。現在、これら論点については、WIPO加盟国総会や非公式協議の場で議論されている。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する条約であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類（ロカルノ分類）の最新版は2021年1月に発効した第13版であり、32のクラスと237のサブクラスから構成される。

2021年3月現在のロカルノ協定には、英国、

¹ https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55611



フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国、インド、シンガポール等の59の締約国があり、我が国では2014年9月24日に発効した。

2019年11月に開催されたロカルノ同盟第14回専門家委員会では、ロカルノ分類第12版への修正及び追加提案が議論され、ロカルノ分類の利便性の向上を図るため、我が国からも「電動車椅子」や「電子決済端末機」といった新規物品を製品リストに追加する提案等を行った。これらの議論の結果、採択された修正及び追加提案は、最新版である第13版に反映されている。

④商標

a. マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2021年3月現在、我が国を含む108の締約国が加盟している。

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会は、マドリッド制度の利便性向上等のため、主にマドリッド協定議定書に基づく規則改正を議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け、締約国間の事前協議・調整を行う場となっている。2020年10月の第18回作業部会では、商標の多様性を考慮して非グラフィカルな標章も国際出願時に提出可能とする規則改正提案について多くの締約国から賛同が得られ、2023年2月1日を発効日として次のマドリッド同盟総会へ諮ることが合意された。また、同一の商標であれば、締約国における国内登録を国際登録に置き換えることにより、複数の締約国において国内登録された同一の商標を国際登録として一元管理することを可能とする代替制度に関し、部分的な商品・役務の代替も可能であることを明確化する規則改正提案について、2025年2月1日までの経過措置を設けた上で発効日を2021年11月1日として次のマドリッド同盟総会へ諮ることが合意された。また、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、天災など不可抗力による国際事務局に対する手続期間の不遵守の救済についての規則改正提案について議論さ

れ、多くの締約国から賛同が得られ、マドリッド同盟総会で採択されてから2月後を発効日として次のマドリッド同盟総会に諮ることが合意された。その他、マドリッド制度の手続言語を追加する提案等についても議論が行われた。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT)

商標分野では、主に国名等の保護について議論が行われている。

国名等の保護については、2014年の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のための共同勧告案が提案され、議論が行われてきたものの議論の収束には至っていない。その後、2018年の第39回会合では、ジョージア・アイスランド・インドネシア等をはじめとした複数の国による国名及び国家的重要性のある地名の保護の提案、並びにペルーから国ブランドの保護の提案がなされた。ジョージア等の提案については、保護の対象が不明確等の懸念が複数国から表明されており、2020年の第43回会合においても、議論は収束していない。ペルー提案については、第42回会合において、各国がどのように国内外の国ブランドを保護しているか実態調査を行う追加提案がなされ、その後実施された調査結果について今後の会合において報告することとされている。

地理的表示 (GI) については、各国の多様なGI制度への理解促進のため、情報セッションが開催されている。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会 (IGC)¹

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源 (GR)・伝統的知識 (TK)・伝統的文化表現 (TCEs)²に対して、国際的な保護の枠組を知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的

¹ Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

² 最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに40回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというマンデートに基づき、具体的なテキストを用いて議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2019年のWIPO加盟国総会において、2020/21期マンデートが承認されたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2021年3月末時点で会合は開催されていない。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会（CDIP）¹」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010年9月よりWIPOのウェブサイト²上で公開している。我が国がWIPOに任意拠出を行っているFunds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global）事業の一環として、WIPO日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続

して進められており、2021年3月現在、226件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会（CWS）

CWSは、2009年9月のWIPO加盟国総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及びXML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2020年12月に開催された第8回会合では、Web API³に関する新標準（ST.90）、マルチメディア標章の電子的管理に関する新標準（ST.69）、商標のリーガルステータスに関する新標準（ST.61）及び意匠の電子的な表示に関する新標準（ST.88）がそれぞれ承認された。また、ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の標記に関する標準であるST.26及び特許に関するリーガルステータスの標準であるST.27の改定が承認された。

d. WIPO GREEN

WIPOは、国連の専門機関として、知的財産の活用を通じ、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）に貢献することを目指している。

WIPO GREENは、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として2013年に立ち上げられた取組であり、オンラインデータベースや地域の活動を通じ、環境技術の希望者と提供者をつないでいる。そして、7,200件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたデータベースは、世界中で1,700人以上のユーザーに利用されている（2021年5月現在）。詳細はColumn22「環境技術の技術移転を促すグローバルプラットフォーム『WIPO GREEN』のご紹介」を参照のこと。

また、これまで、政府機関、業界団体、企業、大学、研究機関など120を超える組織がWIPO GREENパートナーの国際ネットワークに参加し、この取組を支援し、助言を与える等の活動を行っている。我が国からも、30の組織がパートナー

1 Committee on Development and Intellectual Property

2 <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

3 Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェア開発やプログラミングに利用できるデータ提供様式



として参加している（2021年5月現在）。

特許庁は、2020年2月19日にWIPO GREENパートナーとなった。今後も、WIPO本部、WIPO日本事務所（WJO）、日本のパートナーとも協力し、この取組を積極的に支援し、環境技術の普及に取り組んでいく¹。

e. 知的財産とAIに関する対話

幅広い技術分野におけるAIの急成長に伴い、知的財産に関連する多くの政策的課題について加盟国と意見交換を実施するため、WIPOは2019年から知的財産とAIに関する対話を開催している。

特許庁は、2020年7月、11月に開催された本対話に参加し、AI関連発明に関する特許審査事例整備や実体審査を含む知財システムの効率化のためのAI導入の検討など、時代に先駆けて課題の発見及び審査実務の明確化等に務めてきたパイオニアとして、知的財産庁として留意すべき点を喚起し、また審査実務における考え方を発信した。

f. WIPO日本事務所（WJO）との連携

WJOはWIPOの外部事務所であり、日本における知的財産制度のプロモーション、日本政府や裁判所との連携、国際出願制度の普及等に取り組んでいる。

特許庁は、国際出願制度ユーザーの支援、FIT Japan IP Globalを活用した途上国協力、WIPO GREENの普及等、WJOと様々な側面で協力しており、2021年1月にはWJOとの協力内容を紹介するホームページを公開した²。今後も、WJOと協力して、世界の知的財産制度の利便性向上に貢献していく。

(2) 世界貿易機関（WTO）

① 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）³とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）⁴との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題⁵と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国（主として、途上国）は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識（遺伝資源等）の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件（新規性・進歩性等）を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正（特許出願時の遺伝資源等の出所／原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示）すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書⁶が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC⁷と同様に、特許審査用データベースの構築提

1 詳細は特許庁ウェブサイトを参照：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html

2 詳細は特許庁ウェブサイトを参照：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/wipo-japan-office.html

3 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

4 1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源（ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する）の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。

5 実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。

6 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

7 本章（1）⑤a. 参照



案を行っている。

b. 知的財産とイノベーション

知的財産活用成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2020年、2021年3月のTRIPS理事会では、「中小企業の競争力創出」を通年テーマに、商標を通じた中小企業の競争力創出（2月）、様々な知的財産の包括的保護を通じた中小企業の競争力向上（10月）、環境技術による、中小企業の競争力強化（2021年3月）といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産の重要性を説明した。他方、インド等の一部の途上国は、知的財産はイノベーションの障壁ともなり得ると主張したものの、全体を通して、各メンバーが今回のテーマを評価し、強い関心を有しており、途上国を含めた多くのメンバーに、本議題の重要性が広く認識される形となった。

c. 医薬品に関する後発開発途上国（LDC）に対する経過措置の延長

TRIPS協定第66条第1項では、LDCに対しTRIPS協定を履行するまでに10年の経過期間が与えられていた。これについて、LDCからの経過期間延長要請がTRIPS理事会で承認され、現在、2021年7月1日まで経過期間が延長されている。2020年10月のTRIPS理事会において、LDCから期限延長を要請する提案文書が提出されたことを受け、同理事会において議論が行われており、期間満了前（遅くとも2021年6月中）には、結論が出される予定である。

また、2015年2月のTRIPS理事会では、医薬品に関して、TRIPS協定第2部第5節の「特許」及び同第7節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS協定第70条第8項（メールボックス出願規定）の履行義務免除、並びにTRIPS協定第

70条第9項（排他的販売権規定）の履行義務免除を、各国がLDCである限り無期限に認めるようLDCから提案がなされた。以降、LDCと各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033年1月1日まで上記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

d. 新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS協定の特定義務の免除

2020年10月、インド及び南アフリカ¹からTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。同年10月の通常会合以降、累次の公式及び非公式のTRIPS理事会が開催され、依然として議論は継続中であるものの、賛成国（主に途上国）と反対国（主に先進国）とが対立し、また、少なくとも数の国が立場を保留しており、合意の見通しは立っていない（2021年3月末時点）。

②貿易政策検討制度（TPRM²）

TPRMは、WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO加盟国の内、過去3年間の貿易量の平均の上位4か国（近年は概ね日本、米国、EU及び中国）は3年に1回、次の16か国は5年に1回、その他の国は7年に1回、TPRMの対象国となる。我が国に対するTPRMに基づく検討会合は、直近では2020年7月に実施された。

¹ 2021年3月時点で、インド、南アフリカに加え、ケニア、エスワティニ、パキスタン、モザンビーク、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、ジンバブエ、エジプト、LDCグループ、アフリカグループ及びモルディブが共同提案国入りしている。

² The Trade Policy Review Mechanism

(3) APECにおける知的財産権専門家会合 (IPEG)

APECとは、アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEGの具体的活動としては、通常毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムの開催が挙げられる。

2020年10月の第51回会合では、新型コロナウイルス感染症やIoT/AI関連技術に対する日本の取組について我が国から紹介し、2021年2月の第52回会合では、カナダ、香港、韓国、ペルー、台湾、米国からの知的財産権制度に関する取組に関する情報収集を行った。なお、第51回、第52回会合ともに、新型コロナウイルスの影響により、オンライン形式にて開催された。

環境技術の技術移転を促す グローバルプラットフォーム 「WIPO GREEN」のご紹介

WIPO日本事務所¹

世界知的所有権機関（WIPO）では、国連の専門機関として、知的財産の活用を通じ、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に向けた様々な活動を展開している。このうち、本稿では、WIPOが運営する環境技術の活用を促進するための国際的なプラットフォームである「WIPO GREEN」について詳しく紹介したい。

〈WIPO GREENとは〉

日本知的財産協会（JIPA）をはじめとした日本の産業界の提案に端を発し、2013年に正式にスタートしたWIPO GREENの枠組みは、世界中から登録された環境技術や、環境技術を必要とするニーズ情報を集めたデータベースを大きな柱としている。WIPOは、このWIPO GREENを主要な施策の一つとして掲げ、データベースを通じて技術の提供者と希望者とのマッチングやネットワークを促進し、環境技術の開発や普及に積極的に取り組んでいる。実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、技術移転を積極的に進めるためのマッチングイベントや、対象地域でのニーズ調査を実施する促進プロジェクト、技術移転を技術、法律、知的財産、融資等の視点から支援する専門家のデータベース等、WIPOでも各種の支援サービスを用意している。このようなオープンイノベーションに与するビジネスモデルは他にも例があるが、WIPO GREENは、①国連の専門機関であるWIPOが中立的な立場で運営しているグローバルなプラットフォームであり、②技術分野を環境技術に焦点を絞って運用され、③どの企業・大学・機関・団体等でも無料で参加が可能であり、④技術情報のみならず、ニーズ情報や専門家情報

もデータベースに登録されている、という点が特徴であり、これを通じたより実効的なグローバルな技術移転の実現、そして、地球規模課題の解決への貢献が期待される。2013年の設立以降、世界中から1,700以上の個人や組織がユーザー登録し、データベースには、6,500以上の技術情報、260以上のニーズ情報、400以上の専門家情報が登録されている（2021年5月時点）。

〈WIPO GREENの利用について〉

WIPO GREENは、世界中の誰でも無料でアクセスすることができ、ユーザー登録をすることで、データベースに環境技術の技術情報等の登録や、興味のある登録情報の提供者へコンタクトすること等が可能となる。さらに、パートナーとして登録すると、WIPO GREEN諮問会議（基本的にWIPO本部で開催）の一員としての資格が得られ、WIPO GREENを支援し、助言を与える等の活動を行うことができる。これに加えて、WIPO GREENのホームページにあるパートナーリストへ掲載されるため、自らのSDGsへの貢献を国内外に示すことで環境分野における企業ブランドの国際的なイメージアップにつながるなど、パートナーとして参加することの意義は大きいといえる。

¹ WIPOの外部事務所の1つ。東京・霞が関に位置する。詳しくは、WIPO日本事務所のウェブページを参照されたい：<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/> また、WIPOやWIPO日本事務所の主要な活動については、ニュースレター（四季報）にて定期配信中：https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#wipo_japan



〈日本からのWIPO GREENへの貢献〉

日本の産業界発のアイデアであるこのWIPO GREENは、世界中の政府機関、業界団体、企業、大学などからの共感を得て広がり、日本のプレゼンスを大いに高めた。その一方で、日本からのパートナー参加数は長く低調であったが、SDGsへの関心の高まりを背景に、この一年強の間に日本国特許庁や東海国立大学機構（名古屋大学、岐阜大

学）等の公共機関も含め多くの企業・団体が相次いで参加を表明し、日本からのパートナー参加が急激に増加している。WIPO GREENパートナーは、2021年5月時点において全世界で126機関に上るが、そのうち日本は30機関を占め、パートナー数は世界一である。また、日本国特許庁はWIPOへの任意拠出金を通じてWIPO GREENの支援を行っている。

図1 日本のWIPO GREENパートナー一覧（2021年5月時点）

政府機関	日本国特許庁
企業	貝印、キャノン、コニカミノルタ、GSアライアンス、GMS、資生堂、住友大阪セメント、住友電気工業、ダイキン、ダイセル、帝人、東洋アルミエコープロダクツ、トヨタ自動車、豊田自動織機、パナソニック、日立製作所、富士通、本田技研工業、三菱電機、リコー
団体	Team E-Kansai、日本知的財産協会、日本弁理士会
大学・研究所	明治大学高分子科学研究所、早稲田大学環境総合研究センター、東海国立大学機構、国立大学法人山形大学
その他	正林国際特許商標事務所、発明推進協会アジア太平洋工業所有権センター

図2 国立大学法人東海国立大学機構がWIPO GREENパートナー参加を表明（2020年11月）



澤井日本事務所長（写真左）、松尾清一名古屋大学総長（写真右）、森脇久隆岐阜大学学長（写真内モニター左側）

〈今後の展望〉

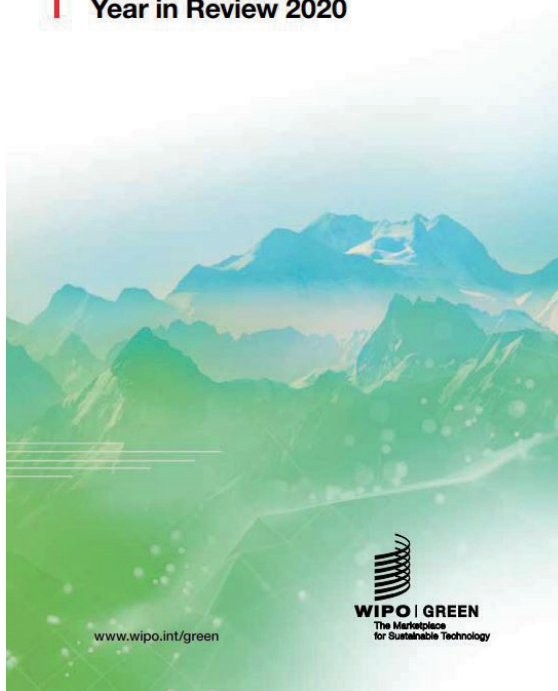
コロナ禍で、世界的にサステナビリティやSDGsへの取り組みの必要性が一層高まる中、2020年の世界知的所有権の日（4月26日）のテーマが「Innovation for a Green Future」であったことから、WIPOとしても本施策に注力していることが伺える。このように、WIPO GREENに大きな関心と期待が寄せられている一方で、データベースに登録されているニーズ情報が少ない点が課題として挙げられる。これは、世界中の様々な機関・企業が実際に必要としている技術について明らかになる貴重な情報であり、ニーズを理解することは新たなグローバル市場を開拓する手助

けとなる。今後、データベースの価値のさらなる向上に向け、環境技術だけでなく、イノベーションに欠かせないニーズ情報を拡充していくことが望まれる。このためには、既存のパートナー等からの協力を得て、より多くの環境技術関係者の参加を促す周知活動に努める必要がある。また、WIPO GREEN施策の成果として、日本からの技術移転に基づく成功例を生み出し、さらにそれを積極的に国内外に発信していくことが重要である。

WIPO日本事務所では、引き続き日本からの多くのパートナー参加を歓迎するとともに、WIPO GREENの活動を積極的に支援し、環境問題解決を通じてSDGs達成に貢献していく。



WIPO GREEN Year in Review 2020



3. 途上国等に対する取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、必要なインフラである。これらの国における知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、貿易・投資環境の改善につながり、事業活動を行う我が国企業の知的財産権の保護だけではなく、直接投資の拡大による途上国の経済発展にも寄与する。

このため日本国特許庁は、関係機関と連携して、途上国に対して知的財産権の保護強化のため、人材育成や技術協力等を積極的に支援している。本節では、協力スキームや具体的な取組についてその概要を紹介する。

(1) 協力スキームの概要

Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global (FIT Japan IP Global) (世界知的所有権機関 (WIPO))

我が国は1987年から世界知的所有権機関 (WIPO) に対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global) が設置されている。創設当時、アジア太平洋地域に限定されていた支援対象は、2008年にはアフリカ地域に拡大され、さらに2019年には地域の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新され、現在に至っている。同ファンド創設以来34年間で、総額約8,500万スイスフランを拠出し、80か国以上に支援を行ってきた。

多年にわたる支援の中で、知的財産分野での協力推進を目的とした各国・地域とのハイレベル会合の実施、各種ワークショップの開催、知的財産法制度・運用整備のための専門家派遣、知的財産庁の情報化支援等、様々な取り組みを通じて、途上国における知的財産制度の整備に貢献し、制度を担う人材の育成に注力してきた。

技術協力 (独立行政法人国際協力機構 (JICA))

途上国における知的財産法制度整備及び人材

育成を目的として、JICAが行う事業を通じて日本国特許庁の職員を知的財産制度に関する専門家として途上国に派遣している。

産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした途上国を対象に、知的財産に関する知識向上のための研修プログラムを提供・実施している。また、研修の提供に加え、各国向けのフォローアップセミナーを開催し、各国と我が国及び各国からの研修生相互の人的ネットワークの構築を図り、各国知的財産制度の現状に関する情報の交換を行っている。研修で使用される各種テキスト¹や長期研究生の研究論文²は、日本国特許庁のホームページへ掲載するなどして情報発信を行っている。

1996年に開始した本事業を通じ、2021年3月までの25年間に、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした89か国・5地域から官民合わせて7,042名の研修生を対象に研修を提供・実施し、途上国における知的財産制度の基盤の中核を担う人材を輩出するとともに、ネットワークを構築している。

1 日本国特許庁ホームページ (研修で使用される各種テキスト) : <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/index.html>

2 日本国特許庁ホームページ (長期研究生の研究論文) ※英語サイト : <https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html>



(2) 個別事業の紹介

① 人材育成に関する協力

日本国特許庁では、人材育成に係る協力として、途上国への専門家派遣、途上国研修生への知財研修プログラムの実施、日本を含む各国でのワークショップの開催等を実施している〔3-2-2図〕。

以下では2020年度の主な活動を紹介する。

a. 専門家派遣

FIT Japan IP Globalによる専門家派遣

途上国における知的財産法制度・運用整備のため日本国特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣している。1987年よりアジア太平洋地域、2009年よりアフリカ地域への専門家派遣を開始し、2020年度までに約400名の専門家を途上国に派遣してきた。その後、2019年には、日系企業の進出が多いブラジル、マレーシアがマドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）の締約国となり、さらに、ベトナムが意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（ハーグ協定）への加盟を実現した。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりFIT Japan IP Globalによる現地への専門家派遣は実現には至らなかったが、今後も引き続き支援を実施していく。

JICAとの連携による専門家派遣

インドネシア

ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

2020年12月まで、日本国特許庁職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣し、インハウスの形式で、審査処理の適正化や審査基準の策定等、審査の質の向上や、税関等の執行機関における執行・取締体制の改善を目的とした支援を行った。

2018年のマドリッド協定議定書（国際商標登録出願手続条約）加盟の側面支援や、「模倣品海賊版対策映像製作コンテスト」を通じて模倣品の危険性や本物の良さを消費者に伝える意識啓発の取り組みを行う等、現地における知財制度の普及・

整備にも貢献した。

早期・高品質な特許権付与技術協力プロジェクト

2021年5月から日本国特許庁職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣し、インハウスの形式で、特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

ベトナム

工業所有権の審査能力強化プロジェクト

2021年3月から日本国特許庁職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣し、インハウスの形式で、特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

ミャンマー

日本国特許庁職員1名を知的財産行政分野の長期専門家としてミャンマー教育省へ派遣し、インハウスの形式で、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用に当たっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行った。

2020年10月には、ミャンマー知的財産庁が既存の商標に関する業務を本格的に開始（ソフト・オープン）するなど、知的財産庁の設立に向けて貢献した。

b. 途上国向け知的財産研修の実施

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施している。

2020年度は、18の研修コースをオンラインで実施し、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした国・地域から官民合わせて314名の研修生が研修を修了した。審査実務、業務運用改善、国際出願制度、情報化、普及啓発、産学連携等様々な研修コンテンツを提供し、日本のプラクティスを紹介すると共に、参加国間で意見交換を行った。



【2020年度 オンライン研修プログラムの様子
(商標実体審査コース)】

c. フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的として、日本国特許庁及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地特許庁の主催によるセミナーを開催している。2020年度は、ミャンマー及びインドネシアに向けて以下のテーマでオンラインにより開催した。セミナーには、研修修了生の他、現地知財庁関係者、大学・企業関係者等が参加し、活発な議論がなされた。

3-2-1 図 【2020年度フォローアップセミナー開催実績】

開催国	テーマ
ミャンマー	経済発展に知的財産制度が果たす役割
インドネシア	デジタル時代における知的財産サービスの向上



【2020年度 オンラインフォローアップセミナーの様子 (インドネシア)】

d. セミナー、ワークショップ等の開催

これまで述べてきた協力に加え、FIT Japan IP Globalを通じて、各種セミナー、ワークショップを開催¹し、途上国各国と日本との協力関係を深めている。2020年度は新型コロナウイルス感

染拡大の影響により実施できない事業もあったが、ASEAN地域のTISCネットワーク開発会議、MIPプログラム等オンラインで開催された事業の実績を取り上げる。

ASEAN地域及び、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) 地域のTISCネットワーク開発会議

WIPOが、途上国における知的財産に関する情報アクセス環境整備を目的として設置している技術・イノベーションサポートセンター (TISC: Technology and Innovation Support Center) について、2019年より職員の育成に関するフィージビリティスタディを開始しており、2020年10月26日、27日の2日間で、ASEAN10か国のTISC担当者及びWIPOがフィージビリティスタディの結果を基に意見交換を行う、「ASEAN地域のTISCネットワーク開発会議」がテレビ会議形式で開催された。

また、2020年11月23日、25日、26日の3日間でARIPO及び加盟国のTISC担当者及びWIPOがフィージビリティスタディの結果を基に意見交換を行う、「ARIPO地域のTISCネットワーク開発会議」がテレビ会議形式で開催された²。

TISCの利便性が向上することで、途上国における知的財産を活用した持続可能な経済発展が進むことを期待するとともに、途上国における知財環境が改善することで日本企業の進出に貢献することを目指している。



【ASEAN地域のTISCネットワーク開発会議】

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

² <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202011/112701.html>



知的財産修士プログラム (Master's degree in Intellectual Property (MIP) プログラム)

MIPプログラムは、アフリカファンドが設立された2008年から実施されているアフリカ開催の人材育成プログラムの一つであり、知的財産の側面から国の経済政策や科学技術政策を担う未来のリーダーの育成に注力している。本プログラムは、アフリカの広域知的財産庁であるARIPOとアフリカ知的財産機関 (OAPI) がそれぞれアフリカ大学とヤウンデ第Ⅱ大学で実施している。本プログラムには、ARIPO加盟国及びOAPI加盟国からそれぞれ毎年20～30名の受講生が参加し、FIT Japan IP Globalから毎年それぞれ約12名の受講生に奨学金を提供している。これまで189名の卒業

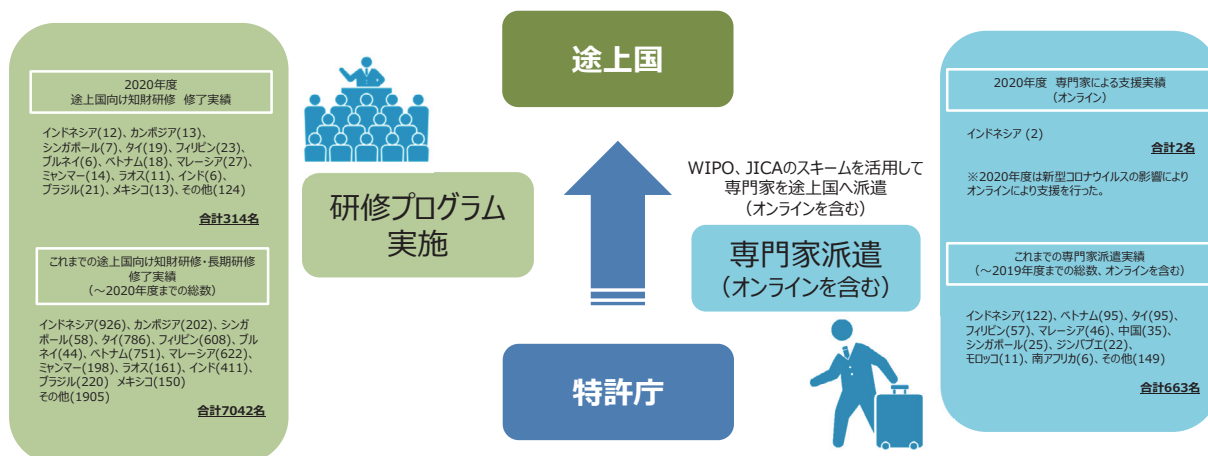


【ARIPO地域のTISCネットワーク開発会議】

生を輩出し、各国で活躍している。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初の開催スケジュールに変更はあったものの、予定通りプログラムを実施した。

3-2-2図 【途上国に対する人材育成協力の実績】



②情報化に関する協力

a. グローバルなITインフラの整備に関する協力

途上国においては、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとすべく、ITインフラの整備による知的財産行政の効率化が期待されている。

この状況を踏まえて、日本国特許庁は、途上国における審査の効率化と質の向上を目指し、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基

金 (Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global (FIT Japan IP Global)) を通じて、途上国のITインフラ整備を支援している。具体的には、出願書類等の紙書類の電子化支援¹、途上国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE²の開発と普及の支援、IT人材育成のためのワークショップ等を実施している。

1 第2部第6章2.(3) ①紙書類の電子化支援 参照

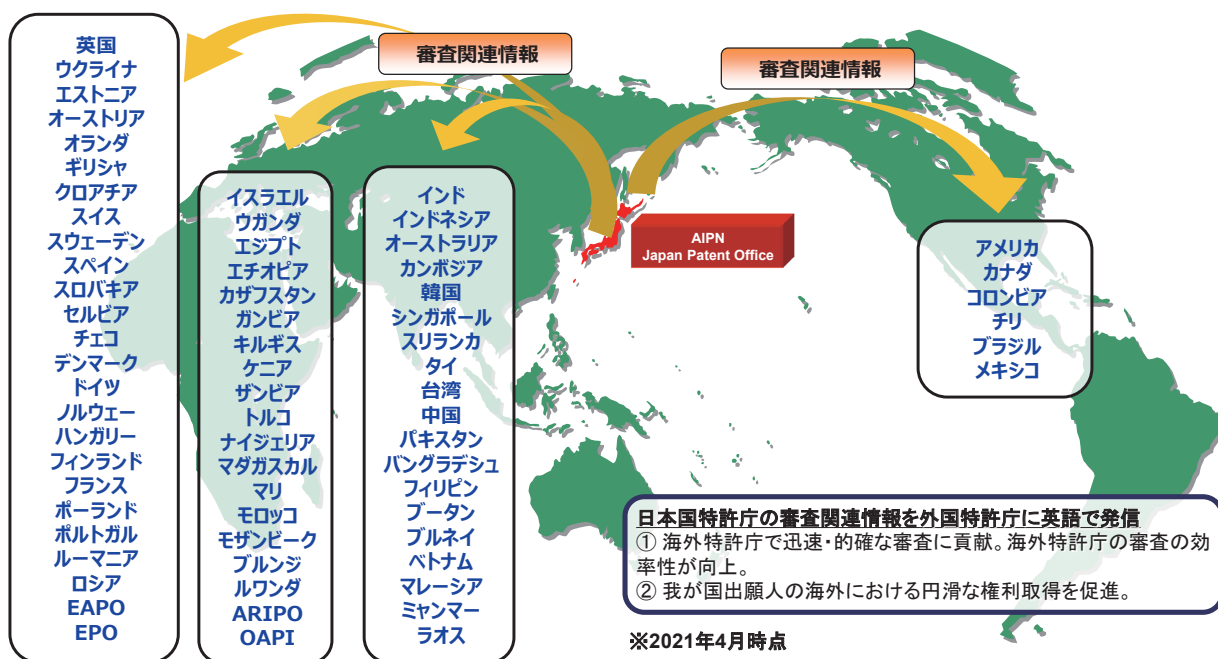
2 第2部第6章2.(3) ③WIPO-CASEの開発と普及の支援 参照

b. 日本国特許庁の審査関連情報の提供

日本国特許庁は、「高度産業財産ネットワーク（AIPN¹）」を通じて、その審査関連情報を海外の知的財産庁に提供している。これは、我が国の審査結果の有効活用により、海外の知的財産庁の審査負担を軽減し、海外における我が国の出願人の権利取得を迅速化することを目的としたものである。

AIPNにより、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2021年4月現在、69か国・機関においてAIPNの利用が可能である。

3-2-3図 【AIPNの利用可能国・地域】



¹ AIPN : Advanced Industrial Property Network。

4. 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、海外特許庁の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、ASEAN等の新興国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、新興国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、ASEANをはじめとする新興国各国の審査官に対して特許審査実務や人材育成に関する研修を提供している¹。国際研修指導教官は、2012年4月から活動を行っており、29名（2021年度）の教官で構成されている。

国際研修指導教官は、新興国に直接赴くか、またはオンラインのライブ講義により、新興国審査官とコミュニケーションをとりながら特許審査実務を指導することで、研修効果を高めるとともに、相手方と深い信頼関係を構築している。研修内容は、新興国ごとの要望や成熟度等に応じたテーラーメイドなものであり、新興国向け研修テキストを活用した講義やケーススタディによる演習等を組み合わせたカリキュラムによって、新興国審査官の実務能力向上と我が国審査実務の更なる普及を図っている。

2020年度は、延べ21名の国際研修指導教官が、

ベトナム、マレーシア、サウジアラビア、タイ、モロッコ、フィリピンの審査官計145名に対して研修を提供した〔3-2-4図〕。また、延べ13名の国際研修指導教官が、産業財産権人材育成協力事業²の4つの研修コースにおいて特許審査実務等に関する講義を担当し、延べ24の国・地域の計63名が研修を修了した。

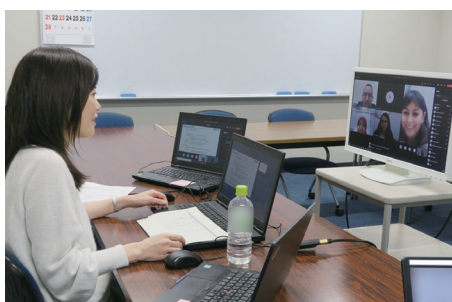
特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、新興国審査官に対する効果的・効率的な研修の提供を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。

3-2-4図 【国際研修指導教官による各国への研修提供実績（2020年度）】

実施期間	研修提供先	研修内容	受講者数
9/14-18、23-25	ベトナム	新人審査官フォローアップ研修（化学・電気分野）	13名
10/19-23	マレーシア	技術分野別OJT研修（自動車・化学分野）	37名
11/4-6、9-13	マレーシア	新人審査官研修	8名
11/24-26、11/30-12/3	サウジアラビア	技術分野別研修（医薬分野）	12名
1/25-29	タイ	技術分野別研修（自動車分野）、指導審査官向け研修	43名
2/1-5、8-10	モロッコ	技術分野別研修（電気・医薬分野）	10名
3/1-5	フィリピン	技術分野別研修（AI分野）	22名



オンラインでの研修提供（ベトナム）



オンラインでの研修提供（モロッコ）



新興国向け研修テキスト

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

² 第3部第2章3.及び以下URLを参照。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/index.html>



5. 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、日本国特許庁（JPO）をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

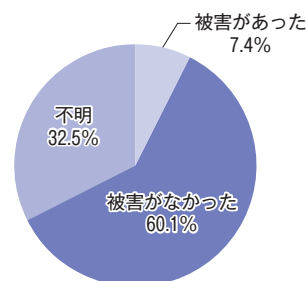
(1) 模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2021年3月5日付財務省の報道発表¹によると、2020年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数は、30,305件で、3年ぶりに3万件を超えた。このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、犯罪組織への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

JPOが実施した模倣被害実態調査によると、2019年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた法人のうち、同年度中に模倣被害を受けた法人数は、全体推計で、15,493社（全体の7.4%）であった。また、2019年度において我が国の産業財産権を保有する法人が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国（地域）、経由国（地域）及び販売提供国（地域）に分けてみると、製造国が中国（香港を除く。以下同じ。）である法人数は、全体推計で4,893法人、経由国が中国である法人は、全体推計で1,357法人、販売提供国が中国である法人数は、全体推計で4,015法人であり、いずれも中国が最多であった。次いで韓国、タイ、香港等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も

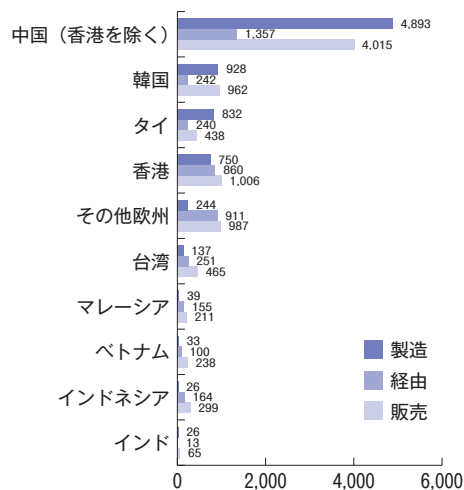
年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくことが必要になっている。

3-2-5図 【模倣被害法人数の割合(全体推計値)】



（資料）特許庁「2020年度模倣被害実態調査報告書」（2021年3月）

3-2-6図 【国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）】



（資料）特許庁「2020年度模倣被害実態調査報告書」（2021年3月）

¹ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020/20210305a.htm



(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁(JPO)の取組

① 模倣品対策室及び政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月31日より経済産業省製造産業局に模倣品対策室及び「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」¹を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として相談を受け付けてきた。2020年4月1日から、模倣品対策室及び政府の政府模倣品・海賊版対策総合窓口を特許庁に移管し、模倣品対策に関する機能を強化している²。

インターネットや電子商取引の発達による模倣品被害の多様化に伴い、製造業のみならず、コンテンツ産業等の幅広い業種で模倣品が広がり、年間約1,000件に上る相談の約6割が知的財産権に関するものとなっている。

今後JPOでは、関係省庁とも緊密な連携を図るとともに「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」において、権利者からの模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めていく。

② 各国政府への働きかけと支援

2009年度に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキング・グループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関等職員を我が国に招へいして知的財産権制度に関する意見交換を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している（2020年度についてはオンラインで実施）。

③ 産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、2021年で20年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、IIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

JPOとしても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

1 <https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200327003/20200327003.html>



④模倣品対策に必要な情報の収集・提供

JPOでは、海外における我が国法人の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。なお、本調査は2020年度を持って廃止され、規模を縮小して「知的財産活動調査」に併合される。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、日本貿易振興機構（JETRO）や日本台湾交流協会の海外事務所（ニューヨーク、サンパウロ、デュッセルドルフ、北京、香港、ソウル、バンコク、シンガポール、ニューデリー、ドバイ、台北）に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表¹・配布しているほか、国内外の日系企業を

対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2020年における警察等取締機関からの照会は1,783件であり、昨年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修にJPOの特許・意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている（Column 23参照）。

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>



コピー商品撲滅キャンペーン ～買わない 売らない 買わせない！～

近年、インターネット上での取引の増加や模倣品取引等の手口の巧妙化に伴い、世界的にコピー商品の流通は広範化・複雑化している。一方、消費者においても、コピー商品購入にかかる問題点への認知度が低いために、コピー商品を意識的に/無意識に購入してしまう層が一定程度存在することも課題である。こうした状況の中、日本国特許庁（JPO）では、2003年から継続して広報事業「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、知的財産権保護に対する消費者意識の向上に取り組んできた。

○20代前半をターゲットに展開

フリマアプリやSNS等の普及により、誰しもがコピー商品の買い手、売り手になりやすい社会になっている。そこで2020年度の「コピー商品撲滅キャンペーン」では、フリマアプリ、SNSの使用頻度が高い20代前半の社会人を主なターゲットとして、「買わない 売らない 買わせない！」をキャッチコピーにキャンペーン用特設ウェブサイト（JPOホームページ内に開設）して動画配信等を行った。特設ウェブサイトには、コピー商品に関する正しい知識の紹介とともに、「コピー商品を手入した（或いはしそうになる）友人へ注意喚起できるようになる」意識の醸成を図る内容を、マンガ形式で掲載した。

また、各種SNS等を活用した動画配信、政府広報テレビにおける周知及びインフルエンサーによるSNS投稿企画を展開し、キャンペーンの認知度

向上を図った。

○知的財産権侵害防止教育への試み

キャンペーン内容をコピー商品購入予備軍である高校生にも広めるため、キャンペーンでは初の試みとして、高校生向けに知的財産権侵害防止教育の授業を実践するための学習指導案を作成し特設ウェブサイトへ掲載した。さらに、この学習指導案を使用したモデル授業を、東京都立西高等学校において1年生を対象として実施し、授業の様子や生徒の感想等を特設ウェブサイト上で紹介した。

○キャンペーン動画再生回数約142万回、ターゲット層に効果

上述の取組みにより、特設ウェブサイトの閲覧数が約31万回、動画再生回数が約142万回を記録する等の反響が得られた。

また、キャンペーン開始後のターゲット層に対するアンケート形式の意識調査では、特設ウェブサイト等の閲覧後、コピー商品の購入に対して否定的な態度を示す割合が増加する等の効果が見られた。

コピー商品の弊害を周知し、コピー商品を買わない消費者意識を広く社会に浸透させるには、消費者がコピー商品に対する自身の意識と向き合うきっかけになるような啓発活動が重要である。JPOでは、知的財産権の重要性に関する消費者意識向上のため、今後も消費者及び消費活動の実情を考慮した効果的な周知・啓発活動を行っていく。



【2020年度キャンペーンイメージ】



【モデル授業内で、“本物の模倣品”を真贋判定する高校生の様子】

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

我が国は、幅広い経済関係の強化を目指して、アジア諸国を中心に経済連携協定（EPA）の締結を積極的に行っており、貿易・投資拡大に資する環境整備の一環として知的財産についても交渉分野に含めている。知的財産分野での交渉においては、TRIPS協定に規定される保護水準を上回る十分、効果的かつバランスの取れた知的財産保護を目指すとともに、効率的かつ透明性のある運用、及び十分かつ効果的なエンフォースメントの確保を目指している。また、発効済のEPA について、相手国に対して適切かつ確実な履行を求める取組も行っている。

(1) 日英包括的経済連携協定

日英包括的経済連携協定（日英EPA）は、EU 離脱後の英国との、日EU経済連携協定（日EU・EPA）に代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するEPAであり、2020年10月23日に署名され、2021年1月1日に発効した。日英双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、本協定の知的財産章においては、日EU・EPAの規定をベースとしつつ、更に効果的に知的財産を保護し、利用の促進を図るべく、日EU・EPAを上回る規定を導入した。

日EU・EPAを上回る産業財産権分野の主な規定は以下のとおり。

- ・悪意で行われた商標出願¹を拒絶・登録取消する権限を当局に与えることを規定（外国周知商標の保護を含む²）。
- ・特許の排他的権利への「輸出」、意匠の排他的権利への「販売の申出」の追加。
- ・意匠権の存続期間の延長（日EU・EPAの規定である「20年」から「出願日から25年」へ延長）。
- ・複数意匠一括出願制度³の導入。
- ・商標権を侵害するラベル・包装の使用等に対する刑事罰の義務化。
- ・デジタル環境における知的財産権の侵害に対する権利行使について規定⁴

(2) 地域的な包括的経済連携協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、2020年11月15日に署名された。2019年11月以降交渉に参加していないインドについては、復帰を働きかけたが2020年の署名に不参加となった。本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約30%、我が国の貿易総額のうち約50%を占める地域の経済連携協定である。本協定の知的財産章においては、知的財産権の取得や行使などに関し、TRIPS協定を上回る保護等を規定している。

RCEP協定における産業財産権分野の主な規定は以下のとおり。

- ・自国の法令に従い、悪意で行われた商標出願を拒絶・登録取消する権限を当局に与えることを規定。
- ・周知商標であると決定するための条件として、自国又は他国で商標登録されていること等の要求の禁止。
- ・音商標を保護の対象とすることを規定⁵。
- ・商標の処理・登録・維持のための電子的な出願システム及び商標の出願・登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベースを各締約国が提供することを規定⁶。

1 例えば、日本の有名ブランドの商標が他国で未登録である際に、無関係な第三者が不正目的でその国にて商標登録しようとする出願。

2 他者の外国周知商標と同一又は類似の商標出願も、悪意の商標出願と判断された場合には、拒絶・登録取消されることを規律化。

3 一の願書によって二以上の意匠の登録出願を認める制度。なお、本規定には導入までの猶予期間が認められており、我が国においては、複数意匠一括出願制度は2021年4月1日に施行。

4 インターネットウェブサイト上での著作権侵害や、電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上及び刑事上の権利行使手続の対象とすることを規定。

5 ただし、一部の締約国には本規定履行までの猶予期間が認められている。

6 ただし、一部の締約国には本規定履行までの猶予期間が認められている。

- を行っている。これらのうち日中韓FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約20%、アジアの約70%を占める。今後、RCEPを上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。

我が国は、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉

EU 発効済

英国 2021年1月発効済

スイス 発効済

トルコ 交渉中

GCC諸国 交渉延期
GCC (湾岸協力理事會)
サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、オマーン、バーレーン、カタール

モンゴル 発効済

日中韓 交渉中

中国 発効済

韓国 発効済

ASEAN 発効済

インド 発効済

ラオス 発効済

ベトナム 発効済

ミャンマー 発効済

カンボジア 発効済

タイ 発効済

フィリピン 発効済

インドネシア 発効済

マレーシア 発効済

ブルネイ 発効済

シンガポール 発効済

豪州 発効済

NZ 発効済

RCEP (ASEAN + 日中韓豪NZ) 未発効(署名済)

TPP12 未発効(署名済)

TPP11 発効済

カナダ 発効済

米国 TPPからの離脱を宣言

メキシコ 発効済

コロンビア 交渉中

ペルー 発効済

チリ 発効済

【発効・署名済みのEPA】

- ①日・シンガポールEPA (2002年11月発効)
- ②日・メキシコEPA (2005年4月発効)
- ③日・マレーシアEPA (2006年7月発効)
- ④日・チリEPA (2007年9月発効)
- ⑤日・タイEPA (2007年11月発効)
- ⑥日・インドネシアEPA (2008年7月発効)
- ⑦日・ブルネイEPA (2008年7月発効)
- ⑧日・ASEAN 包括的EPA (2008年12月から順次発効)
- ⑨日・フィリピンEPA (2008年12月発効)
- ⑩日・スイスEPA (2009年9月発効)
- ⑪日・ベトナムEPA (2009年10月発効)
- ⑫日・インドEPA (2011年8月発効)
- ⑬日・ペルーEPA (2012年3月発効)
- ⑭日・オーストラリアEPA (2015年1月発効)
- ⑮日・モンゴルEPA (2016年6月発効)
- ⑯TPP12 (環太平洋パートナーシップ) (2016年2月署名)
- ⑰TPP11 (包括的・先導的TPP協定) (2018年12月発効)
- ⑱日・EUEPA (2019年2月発効)
- ⑲日・英EPA (2021年1月発効)
- ⑳RCEP (地域的な包括的経済連携) (2020年11月署名)